

みずほレポート

2013年7月31日

新興国に矛先を向ける 中国の輸出振興政策

—2012年度商務部研究院受託調査

- ◆ 中国政府は、近年先進国向けの輸出が伸び悩むなか、第12次五カ年計画（2011～15年）において、積極的に新興市場を開拓し、輸出市場の多角化を推進する基本方針を打ち出している。
- ◆ 中国企業の新興国向け輸出を、政府機関が一体となって市場開拓・金融面から支援し、手続きの簡素化、新興国とのFTA推進、貿易決済の人民元利用促進なども支援策に盛り込まれている。
- ◆ 新興国のなかでもまず優先されているは近隣諸国であり、FTAや国境付近の交易会を通じたアジアやロシア・CIS向け輸出拡大は、中国にとって地方経済活性化という狙いもある。
- ◆ 中国は、先進国との競合が少ないという認識の下、アフリカなども重点市場と据えており、鉱物資源などの輸入の対価を人民元で支払い、アフリカ諸国の人民元建対中輸入を促進している。
- ◆ 中国と新興国との間には貿易摩擦が生じているが、輸入拡大を図ると共に、輸出から現地生産へのシフトによって摩擦を回避し、新興国とのWin-Win関係の構築を目指すとしている。

アジア調査部 主任研究員 酒向浩二
03-3591-1375 koji.sako@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

目 次

1. はじめに～輸出振興の矛先を先進国から新興国にシフトする中国～	1
2. 商務部研究院委託調査報告書のポイント	3
(1) 中国の通商政策の概要	3
(2) 地域別の通商政策	6
(3) 対新興国輸出拡大のケーススタディ	9
(4) 新興国との通商摩擦回避策	11
3. 考察～中国の新興国重視が日本企業に及ぼす影響～	15
(1) 日中協調の可能性	16
(2) 日中競合の可能性	16
資料編（商務部国際貿易経済合作研究院）	17
1. 中国の通商政策の概要	17
(1) 輸出市場は先進国から新興国へと転換	17
(2) 新興国とのFTA交渉を推進	20
(3) 対外貿易での人民元決済を推進	23
2. 地域別の貿易政策	26
(1) アジア	26
(2) 中東・アフリカ	31
(3) 中南米	33
(4) ロシア・CIS	38
3. 対新興国輸出拡大のケーススタディ	40
(1) ASEAN	40
(2) アフリカ	41
(3) 中南米	43
(4) ロシア・CIS	45
4. 新興国との通商摩擦回避策	47
(1) 中国の輸入促進策	47
(2) 中国の新興国に対する直接投資拡大策	50

1. はじめに～輸出振興の矛先を先進国から新興国にシフトする中国～

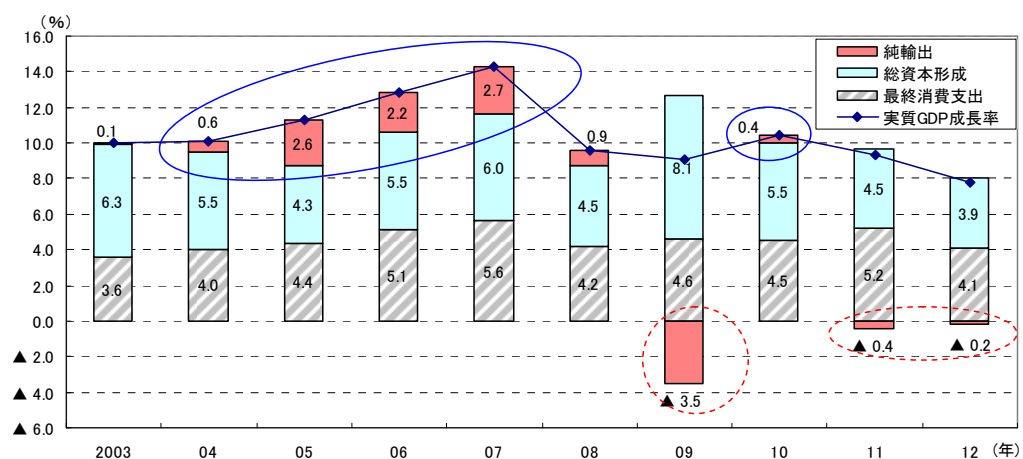
近年、中国経済の成長鈍化が続いているが、2桁成長から1桁成長に陥った一因は先進国経済の低迷に伴う輸出の減速にある。2008年の世界金融危機後の中国のGDPを需要項目別にみると、純輸出（「輸出」－「輸入」）の寄与度は2009年にマイナスに陥り、その後2010年に一旦プラスに転じたものの、欧米の債務問題が深刻化した2011年以降、再度マイナスに陥っている（図表1）。

こうした状況下、中国は内需主導の持続的な経済成長を目指している。しかし、内需の成長をけん引してきた投資についてみると、開発が沿海部の中核都市から内陸部の地方都市へと進むと共に投資効率（投資資金に対するリターンの成長寄与）の低下が指摘されるようになってきている¹。一方、個人消費は社会保障などのセーフティネットが整備途上であることもあって、力強い成長を期待するのは容易ではないように思われる。

そのため、内需拡大と共に輸出戦略の見直しを図ることも不可欠というのが中国政府の真意である。具体的には、中長期的な成長余地の大きい新興国（アジア、東欧、ロシア・CIS、中東・アフリカ、中南米など）向けの輸出を着実に強化しようとしているようだ。実際、輸出に占める新興国向け輸出の比率は徐々に高まっており、既に輸出の3割超を占めるに至っている（図表2）。中国にとって輸出市場としての新興国の重みが増していることは間違いない。

新興国向け輸出の仕向け先内訳をみると（図表3）、近隣のアジア向けの急増ぶりが目を見張るが、地理的に遠く離れた中南米やアフリカ向けも着実に伸長しており、中国の輸出が広範に拡大している様子が窺える。2013年3月に国家主席に就任した習近平氏が、6月の訪米に先駆けて、ロシア、アフリカ、インド、パキスタン、中南米などの新興国・地域を歴訪したことは、米国を筆頭とする先進国市場の重要性を十分に認識しつつも、中国が輸出振興を含む通商関係強化の矛先を、先進国から新興国へと徐々にシフトしつつあることの証左であろう。

図表1 中国の実質GDP成長率（需要項目別寄与度）



（資料）CEIC

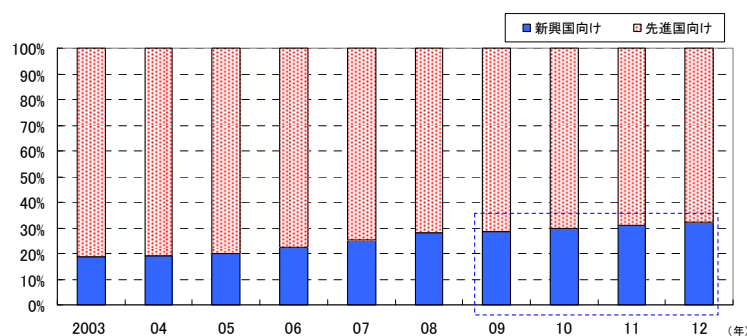
¹ 筆者が2013年6月に実施した香港におけるIMFなどの国際機関からのヒアリングに拠る。

翻って、日本政府も「成長戦略」において、新興国向けの輸出促進（2020年には2011年比輸出倍増）および市場開拓強化（2020年には2011年比現地法人数倍増）を打ち出している。成長市場であるアジアなどの新興国市場の取り込みを図ることは世界的な潮流とはいえ、日本と中国の政策の方向性が重複している点は気掛かりである。

それでは、中国政府は、具体的にどのようなアプローチを通じて新興国向けの貿易拡大を図っているのだろうか。トップ外交の舞台裏で、中国と新興国間で具体的にはどのような通商交渉が行われているのだろうか。中国には、2万社超²の日本企業が進出しており、中国の通商戦略の変化は、中国に輸出拠点を構える企業にとって、重要テーマになると考えられる。

そこで、みずほ総合研究所は、業務提携先の中国商務部国際貿易経済合作研究院（北京に本部を置く商務部傘下のシンクタンク、以下商務部研究院）に対して「中国の新興国向け輸出振興策」調査を2012年末～2013年初にかけて委託した。委託調査報告書は、第1章「中国の通商政策の概要」、第2章「地域別の通商政策」、第3章「対新興国輸出拡大のケーススタディ」、第4章「新興国との通商摩擦回避策」の4章構成で、本稿は同報告書の解説をみずほ総合研究所が行ったものである（報告書本文は資料編として添付）。次章以降、報告書各章の概要を詳しくみていくことにする。

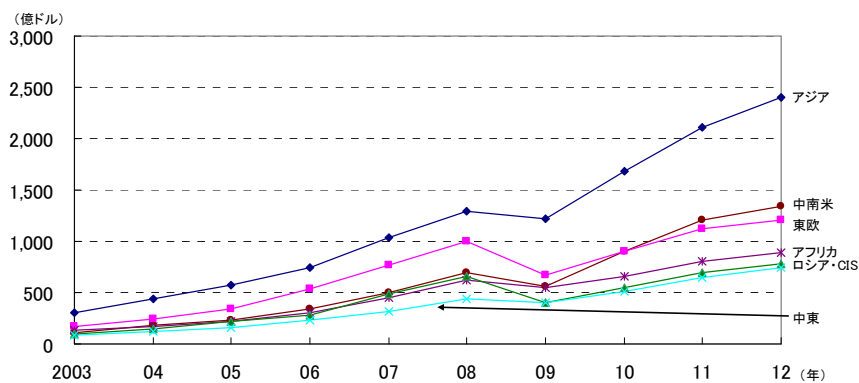
図表 2 中国の輸出の対先進国・新興国シェア推移



(注) 先進国・新興国の定義はIMFに拠る。

(資料) CEIC

図表 3 中国の対新興国（地域別）輸出推移



(資料) CEIC

² 中国商務部の発表に拠る。

2. 商務部研究院委託調査報告書のポイント

(1) 中国の通商政策の概要

a. 基本政策

中国政府は、国家の中期経済運営目標を5年毎に策定しており、原則として、五カ年計画に基づいて国家の経済運営を行っている。現行の第12次五カ年計画（2011～15年）の通商関連部分を抽出してみると、「積極的に新興市場を開拓し、輸出市場の多角化を推進する」と、輸出振興の軸足を新興国にシフトしていく方針が明示されている（図表4）。

この基本方針に基づいて、政府機関による新興国市場開拓支援や政府系金融機関による金融支援など、政府による中国企業の新興国向け輸出サポート強化策が相次いで打ち出されているといえよう。

図表4 通商政策

政策	関連政府機関	内容
「第12次五カ年計画」 (2011～15年)	発展改革委員会（五カ年計画を策定し経済運営の方向性を示す）	積極的に新興市場を開拓し、輸出市場の多角化を推進する
「対外貿易の安定成長の促進に関する若干の意見」(2012年)	国務院（日本の内閣に相当） 弁公室	中国企業がアフリカ、中南米、アジア、東欧などの新興市場を開拓するのをサポートする
「対外貿易発展方式の転換を加速する指導意見」 (2012年)	商務部（日本の経済産業省に相当） 財政部（日本の財務省に相当） 人民銀行（中央銀行） 税関総署（日本の税関に相当） 外貨管理局など	a. 「国際市場の配置」の最適化を図る（輸出先の新興国シフト） b. 「国内地域の配置」の最適化を図る（中国国内輸出拠点の沿海部から内陸部へのシフト） c. 「対外貿易転換拠点（輸出製品の高度化を図るための輸出基地）」の建設 d. 「貿易プラットフォーム（海外における中国企業専用の工業団地など）」の建設 e. 「国際販売ネットワーク」（海外における中国製品販売ネットワーク）の建設

(資料) 商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

b. 新興国との自由貿易協定(FTA)を推進

中国政府は、新興国との通商関係強化にあたって、トップ外交を機軸として二国間の自由貿易協定(FTA)交渉も加速させている(図表5)。

FTA交渉の優先順位としては、新興国の中でも近隣のアジアやロシア・CIS地域との交渉が優先されている感がある。これは、新興国の中では近隣諸国との貿易ウエイトが高いことに加えて、地の利を活かした国境貿易の促進は、広大な国土を擁する大陸国家である中国にとっては、近隣諸国との安全保障の確保や、国境地区の地域経済の活性化という地域振興の側面も内包しているようである。

図表 5 FTA 政策

政策	関連政府機関	内容
「第12次五カ年計画」 (2011～15年)	発展改革委員会	新興国との協力を強化し、伝統的友好を深め、 共同の利益を守る
「対外貿易の安定成長の 促進に関する若干の意見」 (2012年)	国務院弁公室	ハイレベル対話(トップ外交)と二国間経済貿易 連合委員会などのプラットフォームを十分に 利用し、主な貿易パートナーとの経済貿易協力を 強化する 関係する国とのFTA交渉の推進を加速する
「対外貿易発展方式の転 換を加速する指導意見」 (2012年)	商務部・財政部 人民銀行・税関総署 外貨管理局など	国境地区の対外開放の拡大を通し、国境沿いの 開放レベルを向上し、地域振興を図り、民を豊 かにする目標を実現する

(資料) 商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

c. 対外貿易での人民元決済を推進

FTA交渉に加えて、対新興国貿易決済時の人民元利用を促進することで、輸出振興を図ろうという取り組みも行われている（図表6）。第12次五カ年計画がスタートした2011年以降、中国と二国間通貨スワップ協定（中央銀行間で一定のレートで協定相手国の通貨を融通しあうことを定める協定、2国間通貨の直接取引を促す効果がある）を締結する新興国は増加しており、ドル中心の貿易決済から脱却しようという取り組みは実行段階に入っている。

中国の貿易相手国にとって、産業・企業レベルでは、中国との貿易が拡大する局面において、為替変動リスクを低減させる狙いがあることに加え、国家レベルとしても、外貨準備の一部に人民元を組み入れることで、保有資産価値の減価を防ぐという狙いがあるようだ。

図表 6 人民元国際化政策

政策	関連政府機関	内容
「第12次五カ年計画」 (2011～15年)	発展改革委員会	人民元のクロスボーダー（対外貿易・投資）使用を拡大し、人民元の資本項目における兌換を徐々に実現する
「二国間通貨スワップ協定」(2008年～)	人民銀行	韓国、マレーシア、ベラルーシ、アルゼンチンなど14カ国・地域の中央銀行および通貨当局と総額1.3兆人民元の二国間通貨スワップ協定を締結
「輸出貨物貿易の人民元決済における企業管理に関する問題についての通知」(2012年)	人民銀行 財政部・商務部 税関総署など	輸出貨物貿易における人民元決済の正常展開を促進し、リスクを予防し、監督管理の有効性と方向性を向上させる

(注) 2013年6月時点、二国間通貨スワップ協定締結は20カ国・地域に拡大。

(資料) 商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

(2) 地域別の通商政策

a. アジア

地域毎の通商政策をみてみると、まずアジアにおいては、2004年から中国政府が東南アジア(ASEAN)を主対象とした貿易投資商談会「中国－ASEAN 博覧会」をASEANのベトナムと隣接する中国東南部の広西壮族自治区の南寧市で開催している。2010年に中国はASEANとの広域FTAを発効し、貿易決済時の人民元利用も促進するなど、積極的な姿勢が窺える(図表7)。

人民元決済に関してタイのバンコク銀行は、「シンガポールと中国・香港における貿易は約30%が既に人民元決済になっており、タイにおいてもより多くの企業が人民元決済を行うようになってきている」との見解を示しており、商務部研究院も、「決済通貨は中国とASEAN双方間の重要なプラットフォーム」と述べるなど、ASEANにおいて人民元の国際化が急速に進んできている様子が窺える(資料編26ページ参照)。

なお、2013年からは、インド・パキスタン・バングラデシュなど南アジアを主対象とした貿易投資商談会「中国－南アジア博覧会」も新たにスタートしている。こちらは、南アジアに比較的近い中国南部の雲南省の昆明市で開催されており、ASEANに続いて南アジアでも輸出促進が推進されている様子が窺える。

ただし、中国と南アジア、とりわけインドの間には同国における中国製工業製品の輸入急増によって貿易摩擦が顕在化している。商務部研究院によると、2012年に対中アンチダンピング(中国国内に比べて不当に安価な価格で輸出された疑いのある品目を国際機関へ提訴)を最も多発したのはインドであったとのことである。中印両国首脳間で相互に貿易・投資を拡大させることが合意され、2国間FTAの共同研究も始まっているが、摩擦の火種が燻っていることは事実である。

図表7 対アジア通商政策

地域	定例商談会など	二国(地域)間協定	その他
a. 東南アジア(ASEAN)	中国－ASEAN 博覧会 (2004年から毎年、ベトナムと国境に接する広西壮族自治区の南寧市で開催)	中国－ASEAN FTA(発効済、2015年までに関税撤廃)	シンガポール、タイなどの間で、人民元の貿易決済を促進
b. 南アジア	中国－南アジア博覧会 (2013年から、ラオスと国境を接する雲南省昆明市で開催)	中国－パキスタン FTA(発効済) 中国－インド FTA(研究段階)	—

(資料) 商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

b. 中東・アフリカ

中国には、アジアやロシア・CIS といった近隣諸国との国境貿易を拡大させていくという意向が窺えたが、地理的に離れているアフリカ諸国でも中国の存在感が高まっている。2000年に、政府間の枠組みとして「中国－アフリカ協力フォーラム」を発足、3年毎に中国とアフリカで交互に政府および民間のビジネス交流会を開催している（図表8）。

中国は、2005年以降アフリカ諸国からの輸入関税を段階的に引き下げてアフリカ製品、とりわけ鉱物資源以外の一次産品の輸入を促進しつつ、貿易決済の人民元利用を促進してアフリカ諸国に人民元を還流させることで、対アフリカ輸出（アフリカ諸国の対中輸入）を拡大しようとしている。

南アフリカのスタンダード銀行は「アフリカは人民元の国際化プロセスが最も早い地域で、2015年までには中国・アフリカ間の貿易の人民元決済額は約1,000億ドルを上回るだろう」との見通しを示しており、商務部研究院も、「人民元はドルに取って代わって、中国とアフリカの主要貿易決済通貨になるとみられ、アフリカ諸国は人民元決済にシフトすることで貿易取引コスト（決済・送金などの諸コスト）を軽減できる」との見解を示している（資料編23ページ参照）。

また、中国国内の需要が急増している資源エネルギー調達の観点から、重要性の高い湾岸諸国とは、FTA締結に向けた交渉を進めており、中国は、湾岸諸国におけるインフラ建設協力を深化させ、同地域における電力・交通・医療などの建設プロジェクトに積極的に参加する方針を示している。

図表 8 対中東・アフリカ通商政策

地域	定例商談会など	二国（地域）間協定	その他
a. アフリカ	中国－アフリカ協力フォーラム（2000年以降、中国とアフリカで交互に3年毎に開催）	2005年以降、中国はアフリカ諸国に対し、輸入関税免除待遇の実施を開始 2012年以降、中国と国交のある30のアフリカ諸国に対し、品目の60%輸入関税を免除	南アフリカなどとの間で、人民元の貿易決済を促進
b. 中東	中国－サウジアラビア経済貿易委員会	中国－湾岸協力会議（サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、クウェート、カタール、バーレーン） FTA（交渉中）	—

（資料）商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

c. 中南米

一方で、商務部研究院によると、中南米諸国との関係は必ずしも芳しくない。とりわけ同地域の大国であるブラジル・メキシコとの通商摩擦が顕在化しているとのことである（図表9）。

まず中国とブラジルの貿易では、ブラジルに豊富な鉄鉱石などの鉱物資源を含めた一次産品では中国とブラジルは補完関係にあるといえるが、工業製品では両国で競合するケースが多いようである。1989～2009年までに、ブラジルは中国製品に対して計46件のアンチダンピング案件を国際機関に提訴しており、2012年も複数の中国製品（圧延鋼板、シームレス鋼管など）に対して、アンチダンピング調査（提訴に向けた調査）を行っている。商務部研究院は、中国とブラジルの貿易摩擦は、今後も一定期間持続するという見方を示しており、その行方を楽観はしていないようである。

メキシコにおいては、主に軽工業品において貿易摩擦が激化している様子が窺える。ただし、中国の軽工業商工会議所が対メキシコ輸出価格を自主的に規定するなど、二国間で貿易摩擦を回避しようという試みも行われており、工業製品における貿易摩擦が顕在化するブラジルと状況は異なっているようだ。

その他、ブラジルやメキシコほど工業化が進んでいない中南米諸国に対して、中国は、積極的にFTAを締結して貿易を拡大しようとしている様子が窺える。

d. ロシア・CIS

ロシア・CISにおいては、安全保障の枠組みとして上海協力機構が12年前の2001年に発足済であるが、この枠組みを経済分野にまで拡大しようという動きがみられる（9ページ図表10）。

特に、4千キロもの遠大な国境を接するロシアとの間では、2001年に「中露善隣友好条約」を締結³している。両国は2011年に「対外貿易自国通貨協定」を締結しており、為替変動リスクを軽減しつつ、国境に近い最北部の黒竜江省ハルビン市において開催している中露商談会も活用しながら、二国間貿易額を2020年までに2011年比倍増させる方針を打ち出している。

図表9 対中南米通商政策

地域	二国（地域）間協定	その他
a. ブラジル	—	中国・ブラジル間の貿易摩擦が激化
b. メキシコ	2012年に貿易監督管理を行う協定（靴類、アパレル）を締結	中国・メキシコ間の貿易摩擦が激化
c. チリ・ペルー・コスタリカなど	FTA（締結済）	—
d. コロンビア	FTA（交渉中）	—

（資料）商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

³ 2008年に、中露両国の国境が確定して長年の中露間の国境紛争は解決済。

(3) 対新興国輸出拡大のケーススタディ

商務部研究院は、①ASEAN、②アフリカ、③中南米、④ロシア・CISの各地域における輸出拡大について、主要品目を取り上げてケーススタディを行っている（図表 11）。

これらのケースを通じていえるのは、繊維などの軽工業品から、自動車などの工業製品まで、中国製品が新興国で幅広く浸透し始めているという事実であろう。中国製品の品質が向上し、「低価格だが低品質」という従来の中国製品のイメージから、「低価格だが品質は十分」という高コストパフォーマンス製品のイメージへと切り替わってきたこともその一因になっている可能性があるようだ。

また、ASEANにおいては、2010年の「中国－ASEAN FTA」発効に伴う関税撤廃が、対ASEAN繊維製品輸出を促しており、政府主導の「中国－ASEAN 博覧会」を通じた大型商談の増加、さらには、中国の軽工業企業がASEAN（カンボジアなど）にシフトするなど、輸出から現地生産への漸進的な移行も進みつつある様子も窺える。

注目すべきは、最後のフロンティアとの呼び声も高いアフリカにおける通信機器の市場開拓や中南米における建設機械や自動車市場の開拓など、比較的日本企業の出遅れが指摘されることが多い地域で、中国企業が着実にシェアを高めているとみられる点である。中国は、とりわけアフリカを先進国企業との競合が少ない有望市場と捉え、1995年からアフリカ諸国に次々と中国企業のアフリカ市場開拓の拠点となる「中国投資開発貿易促進センター」を設立して中国企業の対アフリカ貿易・投資促進を全面的にバックアップしてきた経緯がある。中国の金融機関も金融支援を行うなど、中国が総力を挙げて、アフリカ市場開拓に取り組んでいる様子が窺える。

図表 10 対ロシア CIS 通商政策

地域	定例商談会など	二国（地域）間協定	その他
a. ロシア	ハルビン（黒竜江省）国際経済貿易商談会（1990年から毎年開催）	上海協力機構（将来的なFTAへの拡大視野） 中露善隣友好協力条約（2001年）	2011年以降、中露間で対外貿易自国通貨決済協定を締結
b. CIS		上海協力機構（将来的なFTAへの拡大視野）	—

（資料）商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

図表 11 対新興国輸出拡大の地域別ケーススタディ概要

地域	製品・成果	市場開拓の成功要因
①ASEAN	○繊維製品 2005～11年の間に、中国の対ASEAN向け繊維製品輸出は年平均23.1%増	a. 「中国－ASEAN FTA」発効 b. 「中国－ASEAN 博覧会」開催 c. 中国製品の高いコストパフォーマンス d. 中国企業のASEANにおける直接投資環境の整備（中国企業向け工業団地建設）
②アフリカ	○通信機器 アフリカ諸国（ナイジェリア、エジプト、南アフリカ、エチオピアなど）において、欧米企業（エリクソン・シーメンスなど）を押さえて、華為「Huawei」や中興「ZTE」が上位シェア	a. 成熟した先進国市場に比べて、中国企業の優位性が発揮しやすい b. 1995年から対アフリカ経済貿易発展の専門的研究機構「中国投資開発貿易促進センター」をアフリカの11カ国に設立し、アフリカに的を絞った指導・コンサルティングの実施 c. 中国企業進出時の金融機関の協力 d. 対アフリカ直接投資拡大が、中国製品の輸出を誘発
③中南米	○建設機械・自動車 2009年以降、対中南米向けの建設機械（クレーン、道路機械、地ならし機、パワーショベルなど）輸出が急増 自動車メーカーのシェアも向上（例、チリでは、中国車のシェアが2007年の2.3%から2010年に8.0%に上昇）	a. 中南米における中国企業の建設プロジェクト受注の増加 b. 輸出から現地生産への漸進的な移行（例、徐光集団は、ブラジルに生産拠点およびR&Dセンター開設） c. 「中国－中南米諸国（チリ、ペルーなど）FTA」の進展
④ロシア・CIS	○機械設備・電子部品 2007～11年の間に、中国の対ロシア輸出は年平均17.0%増、特に、機械設備と電子部品がけん引役となっている	a. 中国とロシア・CISの貿易補完性（中国からは機械製品、ロシア・CISからは鉱物資源を輸出） b. ロシアのWTO加盟による同国の国内市場開放 c. 地理的な優位性（ロシア・CISとは15の国境ポート）

（資料）商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

(4) 新興国との通商摩擦回避策

a. 今後激化が予想される新興国との貿易摩擦

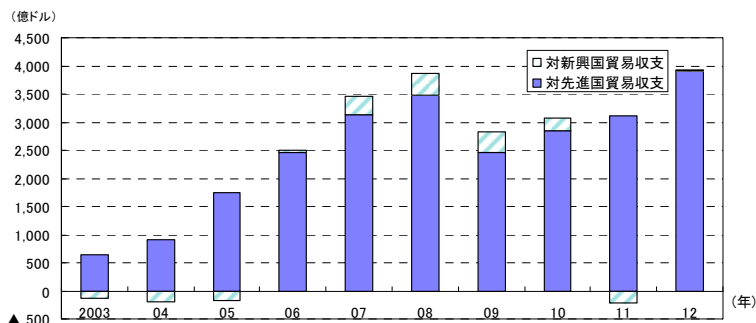
中国の対新興国輸出促進は、他方で新興国との貿易摩擦の拡大に繋がるリスクを内包しているといえる。既に、中国側の貿易黒字の拡大が長らく続いている。欧米など先進国との貿易摩擦が続き、人民元切り上げなどの圧力が恒常化していることは周知の事実である。

現時点で中国の新興国向けの貿易黒字は、先進国向けに比べると小額だが（図表 12）、地域別にみると、その様相は大きく異なってくる（図表 13）。まず、中東・アフリカでは中国の資源輸入が急増していることから貿易赤字が拡大している。中国国内の化石燃料・鉱物資源需要の拡大で貿易赤字が拡大している中東・アフリカに対して中国は、貿易決済の人民元化を進めたい考えのようである。化石燃料や鉱物資源の輸入代金を人民元で支払い、中東・アフリカ諸国がその人民元を原資に中国製の設備や工業製品・軽工業品を為替変動リスクを抑制して購入することで、中国の輸出が促進されると期待されるためである。ここでは、中国と新興国の Win-Win 関係は比較的構築しやすい。

一方、アジア・東欧・中南米との貿易で中国側の貿易黒字が急拡大している点は懸念される。前述した通り、製造業の基盤を有するインドやブラジルなどの産業界では耐久消費財や素材などの業種で中国製品の輸入急増に対する警戒感が高まっており、中国が輸出振興の軸足を新興国にシフトすれば、貿易摩擦が更に激化するのではないかという懸念は拭えない。

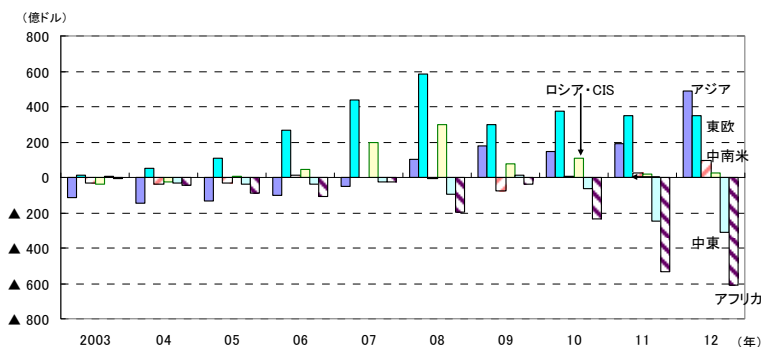
そこで中国は、次のような方法で貿易摩擦の回避を試みようとしているようだ。

図表 12 中国の対先進国および対新興国貿易収支



(資料) CEIC

図表 13 中国の対新興国（地域別）貿易収支



(資料) CEIC

b. 対新興国輸入促進策

中国政府の貿易摩擦回避策は、まずは、貿易収支の改善を図るための輸入拡大となっている。輸入促進策は、国境地帯の通関などのインフラ整備、輸入企業向けの財政・金融支援といった形で直接的に輸入を促進する政策に加え、輸入手続きの簡素化や電子化など利便性やサービス向上も図ることで間接的に輸入促進を図る内容となっている（図表 14）。

中国政府が、先進国との貿易摩擦激化の経験も踏まえて、輸出振興と並行して輸入拡大も推進しようとしている点は評価できよう。新興国にとっても、GDP 世界第 2 位、人口世界最大の中国のさらなる市場開放は、魅力的な政策に映っている可能性が高い。中国と先進国間の貿易摩擦が長期化の様相を呈するなか、中国が新興国との Win-Win 関係の構築を試みようという取組姿勢の変化は注目される。

図表 14 輸入促進策

政策	概要
a. 財政支援	(a) 一部の商品関税の引き下げ（後発途上国からの輸入関税を優遇） (b) 輸入促進支援資金を増額
b. 金融支援	(a) 融資の多元化（商業銀行・政策銀行の輸入金融の積極化） (b) 輸入信用保険体系（貿易保険の活用など）と貿易決済制度（人民元決済など）の整備
c. 管理体制構築	(a) 輸入管理体制を整備 (b) 輸入と国内流通のリンクを推進 (c) 加工貿易のグレードアップ（輸入増加に伴う輸出の高度化）を推進 (d) 産業界への影響と輸入商品の品質安全警報メカニズムを整備
d. 利便性向上	(a) 税関・品質検査・外国為替などの面の監督管理とサービスを改善（輸入段階での取引コストを低減） (b) 電子行政事務の推進 (c) 国境貿易のインフラ建設（集荷物資の輸送・保管・加工を一体化した近代的な物流システムを構築）を加速
e. サービス向上	(a) 輸入公共サービスを整備（輸入促進の専門ウェブサイトの開設など） (b) 業界仲介組織の役割を発揮する（輸入コンサルティングや研修サービスの開催を奨励）

（資料） 商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

c. 対新興国直接投資拡大

輸入拡大に次ぐ貿易摩擦回避策は、対新興国直接投資拡大を通じた輸出から現地生産への段階的なシフトである。対外投資拡大策は中国語では「走出去」政策といわれ、第12次五カ年計画においても強化する方針が明示されている。その内容は、中国企業の対外投資認可を緩和すると同時に、財政支援、金融支援なども積極的に行い、進出先では中国企業を集積させて産業クラスターを形成させ、さらに商工会も発足させることで一定の統制を図って中国企業同士の過当競争を避けるという包括的な内容となっている（図表15）。

中国は3兆4千億ドル（2013年3月）と世界最大の外貨準備高を有している。この豊富な外貨準備を活用した中国の対外投資は、現在は中国自身の内需の拡大に不可欠な天然資源の確保が最優先となっているが、今後、海外の成長市場を取り込むために、非資源分野に向けられる可能性が徐々に高まるとみられる。実際、中国政府は既に中国国内で競争力を高めた中国企業（建設機械、自動車、通信機械など）が、新たに海外展開に乗り出すことを推奨している。さらに、中国における人件費の上昇に伴って、産業の「労働集約型」から「資本集約型」へのシフトが漸進的に進むと考えられるなか、中国で事業採算が合わなくなった軽工業企業が新興国へと移転することも推奨していくと考えられる。

産業・輸出振興によって貿易赤字解消と雇用の拡大を図りたい新興国にとって、中国からの投資拡大は自国の利益にも繋がるものと受け止められ、貿易摩擦は徐々に解消に向かう可能性があるだろう。

図表 15 対外投資拡大策

政策	概要
a. マクロ政策	対外投資管理制度を整備し、対外投資の利便化を推進し、政府の許可範囲と階層を少なくし、事後監督管理を強化する
b. 促進政策	(a) 対外投資計画と産業指導政策の重点プロジェクトが条件に符合するものについては支援する (b) 企業の海外活動の税収管理とサービスを強化し、税の国内外の二重徴収を回避する (c) 金融支援を強化し、条件に合致する企業の海外投資プロジェクトに対して必要な融資サポートを積極的に活用する (d) 海外の保険サポート機能を強化し、リスク抵抗力を強化する (e) 中小企業の海外での産業クラスター形成を支持する
c. サービス措置	企業の対外投資・プロジェクト受注における連携協力強化を誘導し、業界団体および団体の中国資本企業商工会議所の役割を發揮し、無秩序な競争を避ける
d. 重点業界	(a) 資源分野 (b) 国内の産業構造の最適化に資する分野（軽工業、紡績、アパレル、機械、家電、電子情報など） (c) ハイテク分野
e. 民間企業	民間企業の対外投資における重要な役割を十分發揮させる。

（資料） 商務部研究院報告書を基にみずほ総合研究所作成

d. 貿易摩擦解消に向けたケーススタディ～インドとの紛争解決に向けた動き～

実際に中国と貿易摩擦が激化している新興国の一つには前述の通りインドが挙げられ、2012年の対中アンチダンピングの提訴事例は最多となっている。そのため、中国とインド間の協調は、中国と新興国間の貿易摩擦の行方を占う試金石になり得ると考えられる。

2013年5月、李克強首相は就任後の初の訪問先にインドを選び、早々に同国のシン首相と会談した。これは、貿易摩擦が二国間関係の亀裂となることを懸念したためとも受け取れる。双方が合意した中印共同声明をみると（図表16）、まず、「相互を互惠のパートナーとみなし、競争相手とみなさない」という点で合意している点が注目される。摩擦激化という現状はあるものの、協力できる分野をより深化させようという基本的な姿勢の変化は窺える。

さらに、双方の貿易を拡大させる計画に加え、中国企業の対インド投資を中印両国が揃って奨励している点がポイントといえよう。インドにとっての喫緊の政策課題はインフラ整備と製造業振興による雇用拡大である。その課題に中国企業が貢献することで互惠関係を深めようという外交戦略であり、今後の具体的な進展が注目される。

図表 16 中印共同声明（2013年5月19日）

a. 基本姿勢
・ 相手を互惠のパートナーとみなし、競争相手とはみなさない
・ 首脳相互訪問を定期的に行う
・ 省エネルギー、環境保護、新エネルギー、ハイテクなどの分野で協力を強化する
b. 貿易拡大
・ 2015年に二国間貿易を1,000億ドルに到達させる（2012年実績は665億ドル）
・ 重量物輸送および駅を含む鉄道協力を強化する
c. 投資拡大
・ 産業園區（工業団地）建設について協力する
・ 中国企業のインドへの投資とインフラ建設への参画をインドは歓迎する
・ 第3国における双方が関心を持つ開発プロジェクトの展開を検討する

（資料）中国外交部資料を基にみずほ総合研究所作成

3. 考察～中国の新興国重視が日本企業に及ぼす影響～

ここで、改めて中国の新興国市場重視戦略を振り返っておこう。

第1章「中国の貿易政策の概要」では、まず、中国政府の輸出促進政策が明らかになった。中国政府は、国家の中期的な経済政策の指針となる第12次五カ年計画（2011～15年）において、重視する輸出市場を先進国から新興国へとシフトする方針を明確に打ち出している。この基本方針に基づいて、関連政府機関が一体となって中国企業の海外進出を市場開拓・金融・制度面から全面的に支援している。さらに、新興国とのFTA交渉を促進し、貿易決済通貨として人民元を戦略的に用いるなど、国家戦略として対新興国輸出を促進している様子が窺えた。

第2章「国別貿易政策」では、新興国から、(1) アジア、(2) 中東・アフリカ、(3) 中南米、(4) ロシア・CISの4つの地域を抽出し、地域毎の貿易政策を明らかにした。中国は、近隣のアジアやロシア・CISをまず重視している。大陸国家である中国にとって、近隣国との貿易拡大は、安全保障や国内の地域経済のボトムアップにも繋がるなどのメリットが得られるためである。東南部広西壮族自治区の南寧市、南部雲南省の昆明市、北部黒龍江省のハルピン市など、国境付近の中核都市では、既に政府主導の大規模な貿易投資博覧会が定期的で開催されている。また、地理的に離れたアフリカや中南米も有望市場とみて戦略的に重視しており、「中国－アフリカ協力フォーラム」などの枠組みを通じて、市場開拓に国家ぐるみで取り組んでいる様子が窺える。

第3章「対新興国輸出拡大のケーススタディ」では、中国政府と中国企業が、どのような連携の下に輸出振興を図っているかを明らかにした。中国製品は世界中に浸透しているが、その背景には、FTA締結による関税撤廃や、貿易・投資博覧会の定期的な開催、さらに、先進国企業との競合が避けやすいアフリカや中南米などの地域を市場開拓上重視するなどの特徴がみられる。アフリカ向けの通信機器や、中南米向けの建設機械・自動車などの輸出振興の成功事例は、中国製品が「低価格だが低品質」という従来のイメージから徐々に脱却し、「低価格だが品質は十分」というコストパフォーマンスに優れた製品として新興国で高く評価されていることの証左ともいえそうだ。

第4章「新興国との貿易摩擦回避策」では、新興国の中で圧倒的な経済規模と生産能力を持つ中国と新興国間の貿易摩擦に注目した。特に、中国とインドやブラジルなどの地域大国との間で製造業を巡る貿易摩擦が顕在化している点は気掛かりである。それでも、中国は、意識的に新興国からの輸入を拡大することで摩擦解消を図り、輸出から現地生産へと移行することで摩擦を回避しようとしている姿勢は窺える。例えば、貿易摩擦が激化している中国・インド間では首脳外交を通じて、貿易から投資に移行することで、Win-Win関係を構築しようとしている点は注目されよう。

このように、中国の新興国重視の方針は戦略的かつ包括的で揺るがないようにみえる。そのため、中国の対新興国輸出は拡大し、新興国の対中輸出もまた拡大する余地が十分あると考えられる。

最後に、このような中国の本格的な新興国重視が日本企業に及ぼす影響に言及して結びとしたい。

(1) 日中協調の可能性

中国政府が想定している輸出主体は、国内産業振興の観点から中国国内企業がメインターゲットと推察され、あくまで中国国内企業の海外販路を開拓することが主たる狙いと考えられる。それでも中国に進出する多くの日本企業は、中国と第3国とのFTA締結、通関手続きの簡素化など、対新興国向けの貿易が行い易くなることから、中国拠点の輸出機能を高めるメリットは得られると考えられる。さらに、中国のパートナー企業を通じた新興国における販路確保も期待し得るだろう。

なお、中国と新興国の貿易品は、技術水準の近似性などの観点から、先進国との貿易以上に貿易摩擦が激化するリスクも内包している。中国政府もその懸念は十分に認識しており、①輸入拡大、②輸出から現地生産への移行、といった対策が採られつつある。ただし、新興国側では、消費者にはコストパフォーマンスの高い中国製品が歓迎されている一方で、地場の産業界からは中国からの輸入急増に対する反発も根強い。そこで中国が目指しているのは、輸出製品の高度化により新興国製品との競合度を低めることである。この中国側の高度化のニーズに応えることが、日本企業にとっての新たな商機に繋がるだろう。日本企業が技術料など対価を得ながら拠点の高度化を図ることができれば、合弁先や取引先中国企業の技術水準は引き上がり、結果的に中国の対新興国輸出も拡大するという、日中Win-Win関係構築に繋がると考えられるためである。

(2) 日中競合の可能性

一方で日本政府は、2013年6月に公表した「成長戦略」において、海外市場獲得のための戦略的取り組みとして、新興国向けの輸出促進および市場開拓を打ち出しており、アジア（中国含む）、中東、ロシア・CIS、中南米などにおいては、輸出額および現地法人売上高を2020年までに2011年比倍増、アフリカにおいては同3倍増とする目標を掲げている。こうした成長戦略の推進は、通商戦略における明確な新興国シフトを図る中国との競合を生む可能性がある。

例えば、内乱が続いたことによる政情不安などから、日本企業の出遅れが指摘されるアフリカは、現在は資源開発などをけん引役とした成長が続いて最後のフロンティアとして脚光を浴びつつある。中国は、従来からアフリカは成熟した先進国市場に比べて、中国企業の優位性が発揮しやすい市場という認識を持っており、積極的な市場開拓を続けてきたようである。トップ外交、FTA推進、商談会開催、貿易決済の人民元化（中国はアフリカ諸国から輸入した対価を人民元で支払い、アフリカ諸国は中国からの工業製品・軽工業品の輸入を人民元で支払う）など国家を挙げてアフリカ市場開拓に注力している。商務部研究院によると、例えば通信機器では、中国企業がトップシェアを握るアフリカ諸国は多いとのことである。今後日本企業がアフリカ向け輸出・投資を拡大しようとするれば、中国企業は特定分野では手強い競合相手となり得るだろう。

このように、中国の新興国重視は、日本企業にとって「協調」と「競合」の両面を持っている。今後、特定分野で「競合」が激化することは不可避と思われるが、日本の競争力を十分活かせる分野では「協調」の余地もまた十分に大きいと考えられる。

資料編（商務部国際貿易経済合作研究院）

「中国の対新興国向け輸出振興政策」

1. 中国の通商政策の概要

世界経済危機後、世界経済の下振れ圧力が中国の対外貿易に与える影響はますます顕著になっている。中国の先進国に対する輸出と比べて、中国の新興国市場に対する輸出の増加は急速で、新興国市場は既に中国の対外貿易の新しい目玉となっている。

このため、中国は、『国民経済と社会発展の第十二次五カ年計画要綱』（2011年3月採択）のなかで、新興国市場への輸出入を奨励する一連の政策措置を公布した。

（1）輸出市場は先進国から新興国へと転換

「第十一次五カ年計画」（以下「十一・五」）期間、中国のEU・米国・日本・香港の4つの従来市場に対する輸出入の全体に占める割合は「第十次五カ年計画」（以下「第十次五カ年計画」）末の52.7%から46.9%に減少した。一方、新興国市場に対する輸出入は急速に増加し、シェアも向上した。

新興国市場に対する輸出入シェアを地域別にみると、「第十次五カ年計画」末と比べ、ASEANに対しては9.2%から9.8%へと向上し、BRICsは4.9%から6.9%へと、中南米は3.5%から6.2%へと、アフリカは2.8%から4.3%へと向上した。2012年、中国の新興国に対する輸出は全体に急成長の勢いを保ち、そのうち、ASEAN・ロシア・南アフリカに対する輸出額はASEANが1,447億ドル、ロシアが325.8億ドル、南アフリカが107.2億ドルであった。中国政府は、政策面で輸出市場の新興国への転換を引き続き推進するであろう。

a. 『国民経済と社会発展の第十二次五カ年計画要綱』

『国民経済と社会発展の第十二次五カ年計画要綱』第51章「対外貿易構造の最適化」中の第1節「輸出競争の新たな優位を育成」は「積極的に新興国市場を開拓し、輸出市場の多元化を推進する」と明確に打ち出している

長期に亘り、中国の輸出市場は先進国に集中していた。2008年の世界経済危機後、先進国の衰退及び保護貿易主義は直接的に中国の対外貿易情勢を悪化させた。一方、新興国経済の成長は急速で、ここ10年来、年平均8%以上の成長を遂げ、世界経済の平均成長率より2ポイント高く、着実に世界経済成長の原動力となり、かつ世界貿易での地位も急速に上昇した。新興国と中国との間には既に代替性と同時に補完性もあり、大きな貿易の発展余地を備えている。

このため、中国政府は対外貿易政策の重点を新興国市場に徐々に移している。前述の「第十二次五カ年計画要綱」（以下「十二・五」計画）は「積極的に新興国市場を開拓し、輸出市場の多元化を推進する」指導思想を打ち出した。この指導思想に基づき、政府は絶えず関連政策を公布し、外貨準備や生産能力上の優位を十分利用し、貿易需要を創り出し、輸出を拡大している。目下、中国の輸出先は、徐々に多元化の傾向を示している。2008年以来、輸出の伸びの高い国はロシア・アルゼンチン・ブルガリア・チェコ・スロバキア・アイルランド・エストニア等の国で、中国のこれらの国に対する

輸出の伸び率は、世界全体に対する輸出の伸び率の2倍以上である。

b. 『国務院弁公庁の対外貿易の安定成長の促進に関する若干の意見』

国務院弁公庁は、2012年9月18日『対外貿易の安定成長の促進に関する若干の意見』（以下『若干の意見』）を公布し、輸出税還付及び金融サービス・貿易の利便性レベルの向上・貿易環境の改善・貿易構造の最適化・組織指導の強化を行う上での意見を提起した。『若干の意見』は、「対外貿易の国際市場配置と国内の地域配置を最適化しなければならない」、「企業がアフリカ・中南米・東南アジア・中欧・東欧等の新興市場を開拓するのをサポートしなければならない」、「地方・業界・企業が新興国に赴き、展示会に参加・主宰し、貿易促進活動を行うのを奨励しなければならない」と強調している。

『若干の意見』を貫徹実施するために、商務部は直ちに関連政策を公布し、新興国市場開拓を明確に奨励している。商務部の政策は、対外貿易の安定成長は、就業の拡大・民生の改善につながり、国民経済の安定成長目標の実現に資するため、対外貿易発展方式転換の加速を主要路線に、構造調整を重点に、「2つの配置・3つの建設」業務の推進を速め、貿易大国の地位を固め、貿易強国の歩みを推進しなければならないと強調している。

そのうち、「2つの配置」とは国際市場の配置の最適化、つまりは新興国市場開拓と、国内地域の配置の最適化、つまりは東部地区沿海10省市の対外貿易を率先してグレードアップし、中西部地区の対外貿易を急速に発展させることを指す。「3つの建設」とは対外貿易転換拠点・貿易プラットフォーム・国際販売ネットワーク建設の推進を指す。

財政部・国家質量監督検査総局・国家税務総局等の部門も同時に『若干の意見』を実施するための関連政策を公布した。これらの政策は新興国市場を明確にターゲットにしたものではないが、その中の各サポート措置はいずれも新興国への輸出促進にも繋がっている。

財政部は『中小対外貿易企業融資担保特別資金管理暫定弁法』を発表し、担保機関が中小貿易企業の融資面の困難を緩和するため、融資担保業務を拡大させるのを支持した。同時に、財政部は国家発展改革委員会と合同で『輸出入段階での関連行政事業性費用徴収の取消・免除に関する通知』を制定し、2012年10月1日より、税関の監督管理手続費用を撤廃した。国家質量監督検査総局は『若干の意見』及び国税総局の通知に依拠し、法定出入国検査検疫費用の徴収免除の具体的措置と関連要求を公布し、全ての出入国貨物・輸送工具・コンテナ・その他法定検査検疫物に対し、出入国検査検疫費を免除するとした。

また直通通関・グリーンチャネル制度を引き続き整備し、AAレベルの与信管理企業及び1類工業品生産企業の敷居を適度に合理的に引き下げた。国家税務局は『若干の意見』の要求に基づき、財税[2012]39号・国家税務総局公告2012年第24号・国税函[2010]89号等の文書を公布し、輸出税還付措置を積極的に採用し対外貿易の増加をサポートするとした。国家税務総局の政策には輸出税還付（免除）企業・貨物及び貿易方式の範囲の拡大、一部の輸出貨物を税徴収から免税へと変更、積出港及び融資リース輸出貨物の事前税還付政策を制定、輸出税還付（免除）申告証明書の簡素化、輸出税還付（免除）申告期限の延長、輸出税還付（免除）のフローの最適化等がある。

c. 『対外貿易発展の「十二・五」計画』

2012年4月、商務部は、『対外貿易発展の「十二・五」計画』を発行した。これは対外貿易専門の初めての5カ年計画である。『対外貿易発展の「十二・五」計画』は2011～15年の我が国の対外貿易発展戦略を述べており、今後5年の我が国の対外貿易発展における行動計画である。

輸出市場では、『計画』内に今後5年の発展目標は輸出の「発展空間の配置を更に整備する。欧州・米国・日本・香港等の従来市場に対する輸出入を安定成長させ、比重を緩やかに下げる。新興国・途上国等の他の市場に対しては輸出入を比較的速く成長させ、2015年には、全国の対外貿易における割合を5ポイント前後向上させ、58%を目指し努力する」と明確に提起している。

『計画』は更に、国際市場配置の最適化は今後5年の対外貿易発展の重要任務の一つになると言及している。政策の誘導、市場の主導、協力推進、重点突破の原則に従い、従来市場を固めると同時に、新興市場を大いに開拓し、周辺市場を養成する。資源備蓄量、人口規模、市場シェア、戦略地位等の要素を総合的に考慮し、途上国市場を選定し重点開拓する。

『計画』の精神の通り、中国は既に関連政策を制定した。一方では、中国は既に30カ国を選定し、今後数年の対外貿易多元化戦略の重点突破市場としている。既に選んだ新興国はアジア・ヨーロッパ・アフリカ・米国に広範囲に分布しており、インド・アフリカ・一部のアラブ国家及びその他の資源が豊富で戦略的に重要な国も含まれている。もう一方では、政府は政策・資金サポートを強化し、輸出入銀行・信用保険等の政策性金融機関による重点市場の開拓に対するサポートを強化し、中小企業への市場開拓資金のサポートを調整し、中小企業の国際市場開拓の補助基準を20%向上させるとしている。

d. 『対外貿易発展方式の転換を加速する指導意見』

商務部・発展改革委員会・財政部・人民銀行・税関総署・税務総局・質量監督検査検査総局・銀行業監督管理委員会・保険業監督管理委員会・外貨管理局は、連合で2012年2月に『対外貿易発展方式の転換を加速する指導意見』を公布し、対外貿易の発展方式を転換する指導思想、全体原則、発展目標、主要任務、政策措置、体制メカニズム保障を提起した。なかでも、「国際市場の配置を最適化し、新興国市場を開拓」しなければならないと明確に提示した。

『指導意見』は、対外貿易の発展方式の転換の加速における主要な任務は、対外貿易国際市場と国内地域の2つの配置を最適化し、対外貿易転換拠点・貿易プラットフォーム・国際販売ネットワークの3つの建設を速め、輸出商品の品質を高め、加工貿易をレベルアップし、「対外進出」による貿易の牽引を加速し、国境貿易とサービス貿易を発展させ、貿易均衡を促進し、貿易の利便性レベルを向上させることである。このため、『指導意見』は同時に、財務税制政策の完備、金融サービスの強化、貿易及び関連政策の完備、体制メカニズム保障、管理体制の改革、貿易摩擦対応メカニズムの完備、業務メカニズムの健全化等の一連の政策措置を含む多くの支援政策を提起した。

(2) 新興国との FTA 交渉を推進

2012 年、中国国務院の李克強副総理（当時）は第 3 回中国アラブ貿易フォーラムの開幕式のスピーチで、中国は 3 つの面で新興国及び途上国との提携を強化する、1 点目は戦略的提携を強化する、2 点目は相互協力を拡大する、3 点目は持続的な提携を実現すると表明した。

李克強副総理は、新興国との貿易自由化を更に推進し、提携を深化させて比較優位を経済的利益に転換すると強調した。この指導思想の下で、中国は近年多くの新興国との貿易提携を推進する政策を発表している。

a. 中国共産党第十八回全国人民代表大会報告

2012 年 11 月、胡錦濤総書記は、中国共産党第十八回全国人民代表大会で『中国色のある社会主義の道に沿って確固としてゆるぎなく前進し、小康社会を全面的に建設するため奮闘する』報告（以下「十八大報告」）を行い、報告は過去の活動経験の総括を踏まえ、今後の活動の目標を提示した。「十八大報告」は社会主義市場経済体制の整備を加速し経済成長モデルの転換を加速することを示し、「開放型経済のレベルを全面的に引き上げ、2 国間・多国間の開放協力を統一的に計画し、自由貿易協定戦略の実施を加速し、周辺国との相互運用性の達成を推進する」ことを強調している。

自由貿易協定の推進は中国が新興国との貿易提携を推進する主な方式の一つである。現在、中国は世界 29 カ国・地域との間に 16 の自由貿易協定を締結している。そのうち、既に 10 の自由貿易協定を発効している、それぞれ中国と ASEAN・シンガポール・パキスタン・ニュージーランド・チリ・ペルー・コスタリカ自由貿易協定、中国大陸と香港・マカオの更に緊密な経済貿易関係の調整、及び台湾との兩岸経済協力枠組協定である。現在交渉している自由貿易協定は 6 つあり、中国と湾岸協力会議・オーストラリア・ノルウェー・スイス・アイスランド・韓国との自由貿易協定である。

b. 『国民経済と社会発展の第 12 次五カ年計画要綱』

「十八大報告」の精神にのっとり、中国政府は二国間・多国間の地域開放協力、特に自由貿易協定等の方法を通じ更に新興国との発展協力を推進していくことを明確にした。『「十二・五」計画』第 53 章「世界経済のガバナンスと地域協力を積極的に参与」は我が国と新興国との更なる貿易協力に対し明確な『行動要綱』を制定している。

『行動要綱』は、「近隣諸国との善隣友好及び実務協力を深め、地区の平和安定を維持し、共同发展と繁栄を促す。途上国との団結協力を強化し、伝統的友好を深め、共同の利益を守る」、「多国間協力を積極的に展開する」、「国際経済体制改革を推進し、国際経済秩序の更なる公正で合理的な発展を促進する」、「G20 等とのグローバル経済ガバナンスメカニズム協力を積極的に参与し、バランスのとれた、皆が恩恵を受ける、Win-Win の多国間貿易体制構築を推進し、様々な形の保護主義に反対する」、「国際金融体制改革を積極的に推進し、国際通貨体制の合理化を推進する」、「主要経済体とのマクロ経済の政策協調を強化する」、「国際ルール及び規格の修正制定に積極的に参与し、国際経済・金融組織において更に大きな役割を發揮する」としている。

『行動要綱』は更に、「自由貿易協定戦略の実施を加速し、主な貿易パートナーとの経済連携を更に強化し、新興国及び途上国との実務協力を深める」としている。APEC等の各種国際地域及び準地域との協力メカニズムを利用し、他の国・地域協力を強化し、南南協力を強化する。

c. 『国務院弁公庁の対外貿易の安定成長の促進に関する若干の意見』

国務院の『若干の意見』中の第3条「貿易環境の改善」中に「多国間・二国間関係を深化させる。G20・上海協力機構等の多国間及び地域、準地域との提携メカニズム等に深く参与し、企業の地域、準地域提携メカニズム及び既に発効した自由貿易協定の有効利用を奨励する。ハイレベル対話と二国間経済貿易連合委員会等のプラットフォームを充分に利用し、主な貿易パートナーとの経済貿易協力を強化する。関係する国・地域の自由貿易協定交渉の推進を加速する」とされている。

長期に亘り、中国は一貫してG20・上海協力機構等のプラットフォームを通し、新興国と提携する立場を堅守し、新興国及び途上国の世界経済に対する役割を客観的に認識し、G20等の経済協力プラットフォームでの新興国の発言権を高めることを希望している。「十八大報告」の精神にのっとり、国務院は『若干の意見』を発表し、新興国との経済貿易協力を強調し、かつ協力の主な方式は地域協力メカニズム及び自由貿易協定であると言及した。『若干の意見』公布後、中国は地域協力推進の歩みを強め、幾つかの新興国との自由貿易協定交渉を展開した。

d. 『対外貿易発展方式転換の加速に関する指導意見』

10の部と委員会が連合で公布した『指導意見』の中で、「対外貿易発展方式の転換の加速における主要な任務は、対外経済貿易協力区建設と国境地区の経済協力を推進することである」、と指摘している。すなわち、国境地区の対外開放の拡大を通し、国境沿いの開放レベルを向上し、国境地域を振興し民を豊かにする目標を実現する、国境地区に関する財政の移転支出を整備する、国境地区に対し産業移転のための技術・資金とクレジットサポートを強化する、国境地区の地の利、資源の優位性と特殊経済化開発区等の政策優位性を総合的に利用し、国境経済協力区・税関特殊監督管理区を国境貿易発展のキャリア機能とし、国境地区の産業集積と構造の最適化を促進し、国境地区の発展に比較優位を持つ特色ある産業を奨励し、国際競争力を向上させ、国境貿易の安定した比較的速い発展を推進する。

前述の幾つかの政策文書と同様に、『指導意見』は貿易の地域協力を推進する角度から、政府や企業に発展方向を明示した。中国にとっては、ベトナム・インド等の周辺新興国との協力は今後数年間の活動の重点である。

e. 『国家級経済技術開発区及び国境経済協力区の「十二・五」発展計画（2011～15年）』

2012年11月、商務部は『国家級経済技術開発区及び国境経済協力区の「十二・五」発展計画（2011～15年）』を公布した。『計画』は先ず20年来の国家級開発区・国境経済協力区の開発建設の発展成果、及び現段階の国際・国内情勢を総括した。

世界金融危機の影響を受け、世界の経済成長は減速し、世界的な需要構造にも変化が起きた。『計画』は、主要先進国が回復力に欠ける一方で、新興国の回復の勢いは高く、実力も高まり、市場需要が拡大し、地域協力の歩みが加速し、地域貿易障壁も低くなった。国家級開発区および国境協力区は世界経済の情勢変化に常に関心を注ぎ、対外貿易の発展方式を刷新し、輸出入構造を最適化し、先進国における市場シェアを固めると同時に、積極的に新興国市場を開拓しなければならないと指摘している。

『計画』は、国境協力区の全体目標を「地区の域内総生産を年平均20%成長させ、2015年末には980億元に到達させる。外国投資の実際利用を年平均14%増加させ、8億ドルに到達させる。税収を年平均17%増加させ、90億元に到達させる。一人当たり域内総生産を33万元に到達させる」としている。同時に、『計画』は、開放経済の枠組みを最適化する必要性を明確にしている。「国境協力区はポートのインフラを更に整備し、通関及び総合関連能力を向上し、都市建設の管理レベルを引き上げ、対外交流窓口プラットフォームの役割を発揮しなければならない」、「国境貿易及び特色のある産業加工を大いに発展させ、輸出入規模を拡大し、国境地区の対外貿易が全国の対外貿易に占める割合を向上させなければならない」、「国境ポートに依拠し、一定規模の商品集散市場及び多機能物流センターを複数建設する」、「資源輸入を奨励し、特色のある良質な高付加価値の商品を輸出する」、「国境沿いの地の利を発揮し、近隣諸国・地域自由貿易協定・経済協力協定・その他の多国間・二国間組織の経済協力の枠組みを利用し、国境に跨る経済協力区モデルを積極的に探り、慎重に推進する」としている。

『計画』は、「十八大報告」の精神及び国の「十二・五計画要綱」の中国国家地域発展面における具体化であり、今後、国家級経済技術開発区および国境経済協力区が経済活動の重点になるであろうことを表明している。中国の周辺経済協力の現状からみて、国家級経済技術開発区および国境経済協力区を通じた中国と周辺新興国間の新技術・新エネルギー等の分野での経済貿易協力は、今後大いに向上するであろう。

(3) 対外貿易での人民元決済を推進

中国の国力増強に伴い、人民元為替レートはゆっくりと上昇している。中国の経済的プレゼンスの高まりを踏まえれば、人民元が世界主要通貨となることは不可避であり、中国と新興国の密接な経済貿易協力の下で、人民元を貿易決済通貨とすることは、ドルのみに依拠し貿易決算を行って生じる為替リスクを軽減でき、双方にとって Win-Win である。

実際、中国と新興国の貿易・投資・人員往来が急速に発展するに伴って、人民元は事実上ある程度必要な支払い手段となっている。中国は既にベトナム・モンゴル・ラオス・ネパール・ロシア・キルギス・韓国・カザフスタンの8カ国の中央銀行と国境貿易の人民元決済の協定を締結した。南アフリカのスタンダードバンクの研究報告の中で、アフリカは人民元の国際化プロセスが最も速い地域で、2015年までに、中国とアフリカの貿易額で、少なくとも1,000億ドルは人民元を使用し決済し、その規模は2010年の中国とアフリカ間の貿易額を超えるであろうと指摘している。その際、人民元はドルに取って代わり、中国とアフリカの貿易の主要決済通貨となるとみられ、同時にアフリカ諸国の経済貿易往来における取引コストを効率よく軽減すると見られる。

新興国との間の協力を強化し、人民元の国際決済通貨化を推進するために、中国政府は多くの政策を公布した。

a. 『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』

2009年7月1日、中国人民銀行・財政部・商務部・税関総署・国家税務総局・中国銀行業監督管理委員会は連合で『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』（公告〔2009〕第10号）を公布した。

『弁法』は、指定された条件の整った企業が、人民元でクロスボーダー決済を行うことを許可し、商業銀行の企業に対するクロスボーダーの人民元決済サービス提供をサポートする、と指摘した。

企業と国外企業が人民元で決済する輸出入取引は、香港・マカオ地区の国内商業銀行の代理国外商業銀行を通じ人民元資金のクロスボーダー決済を行える。人民元を用いて決済する輸出貿易は、関連規定に従い輸出貨物の税還付（あるいは免税）政策を享受できる。同年7月3日、中国人民銀行はまた『クロスボーダー人民元決済試行管理弁法実施細則』（銀発〔2009〕212号）を公布した。

『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』及びその実施細則公布後、関連部門は関連する政策措置を発表した。7月6日、国家外為管理局は『クロスボーダー人民元決済の国際収支統計申告の関連事項に関する通知』（匯総発〔2009〕90号）を発表した。8月25日、国家税務総局は『クロスボーダー人民元決済の輸出貨物税還付（あるいは免税）の関連事項に関する通知』（国税函〔2009〕470号）を発表した。8月27日税関総署は『クロスボーダー人民元決済試行の関連問題に関する通知』（監管函〔2009〕255号）を発表した。2010年3月8日中国人民銀行は『人民元のクロスボーダー支払・受取情報管理システム（RCPMIS）管理暫定弁法』（銀発〔2010〕79号）を発表した。これらの措置は人民元が国際市場、特に新興国間の貿易決済通貨に向かう第1歩であることを示している。

b. 『クロスボーダー貿易の人民元決済の試行拡大の関連問題に関する通知』

企業のクロスボーダー貿易の人民元決済の実際の需要を満たし、人民元決済の貿易及び投資の利便化に対する促進作用を更に発揮させるため、2010年6月22日、中国人民銀行・財政部・商務部・税関総署・国家税務総局・中国銀行業監督管理委員会は再び連合で、『クロスボーダー貿易の人民元決済の試行拡大の関連問題に関する通知』を発表した。

『通知』はクロスボーダー貿易の人民元決済の国外地域は香港マカオ・ASEAN 地区から全ての国と地域に拡大する、北京・天津・内モンゴ・遼寧・吉林・黒竜江・江蘇・浙江・福建・山東・湖北・広西・海南・重慶・四川・雲南・チベット・新疆等の18の省(自治区、直轄市)を試行地区に増やし、広東省の試行範囲は4都市から全省に拡大し、上海市と広東省の輸出貨物貿易の人民元決済試行企業の数を増やす。この措置は人民元の周辺新興国間での決済機能を直接推進する、と指摘した。

c. 『国民経済と社会発展の第十二次五カ年計画要綱』

2011年3月、『「十二・五」計画要綱』は「金融体制改革を深化する」の第48章で、人民元のクロスボーダー使用を拡大し、人民元の資本項目における兌換を徐々に実現する、と明確に打ち出している。

初期の試行を経て試行業務の拡大に到り、既に多様な業務をカバーするクロスボーダー業務体系が徐々に形成され、国内企業の輸出入業務の為替リスクを効率よく低下させ、貿易と投資の利便化が促進された。「十二・五計画」精神にのっとり、中国は新興国の中央銀行との提携に注力し、2011年末までに、中国人民銀行と韓国・マレーシア・ペラルーシ・アルゼンチン等の14カ国・地域の中央銀行及び通貨当局と総額1.3兆人民元の二国間通貨スワップ協定を結び、一部の協定は実質的に実用段階に入り、これら国・地域との二国間貿易及び投資の発展を大いに推進した。

d. 『国外直接投資の人民元決済試行管理弁法』

クロスボーダー貿易の人民元決済試行と組み合わせ、国内機関の人民元での国外直接投資展開を便利にし、金融機関の国外直接投資の人民元決済業務を規範化するため、人民銀行は外貨管理局と合同で『国外直接投資の人民元決済試行管理弁法』を制定した。

『管理弁法』は、銀行は国外直接投資主管部門の許可証あるいは文書を、国外直接投資における人民元決済の主な依拠とし、銀行のリスク予防の責任を強化し、監督管理部門間の情報共有と監督管理協力を最優先し、有効なリスク予防の基礎の上に、銀行と企業の業務展開への利便性を提供する、と明確に指摘している。

e. 『クロスボーダー貿易の人民元決済地区の拡大に関する通知』

2011年8月、人民銀行・財政部・商務部・税関総署・税務総局・銀行業監督管理委員会は連合で『クロスボーダー貿易の人民元決済地区の拡大に関する通知』を公布した。『通知』は、クロスボーダー貿易の人民元決済の国内地域範囲を全国に拡大し、更に貿易と投資の利便化を促進する、と説明して

いる。

これをもって、中国の各地域の企業はいずれもクロスボーダー人民元決済業務を行うことが可能となった。これは国の「十二・五」計画要綱の「人民元のクロスボーダー使用の拡大」を実現する重要な措置であり、企業ニーズをより満足させ、中国と新興国間の貿易と投資の利便化をさらに促進するものである。

f. 『輸出貨物貿易の人民元決済における企業管理に関する問題についての通知』

2012年2月、中国人民銀行・財政部・商務部・税関総署・国家税務総局・中国銀行業監督管理委員会は連合で『輸出貨物貿易の人民元決済における企業管理に関する問題についての通知』を公布した。

『通知』は、輸出貨物貿易の人民元決済に参加する主体は、試行リストに入っている企業に限らず、輸出入経営資格を有する全ての企業が輸出貨物貿易の人民元決済業務を行うことができる、と明確に指摘している。

同時に、輸出貨物貿易における人民元決済の正常展開を促進し、リスクを予防し、監督管理の有効性と方向性を向上させるため、関連部門はここ2年で税務・税関・金融面で比較的深刻な違法行為があった企業に対し重点監督管理を行い、法とコンプライアンスにのっとり業務を行うことを促すとしている。また重点監督管理範囲については動態管理を行い、毎年調整を行う、としている。

本『通知』公布後、我が国の輸出入貨物貿易・サービス貿易・その他の経常項目に従事する企業はいずれも人民元で見積もり・決済及び受取と支払を行うことを選択できる。これは人民元が新興国間の貿易決済通貨となることを更に推進するのに重大な意義をもっている。

政策の奨励と誘導を通じ、国際貿易での運用が僅か3年にもかかわらず、人民元は既に新興国間の決済通貨となった。2012年の最初の4ヶ月間、全世界の人民元決済の信用状の下での貿易額は全信用状の貿易額の4%を占め、これはドルとユーロに次ぐもので、顕著な成果を収めた。

2. 地域別の貿易政策

前述の政策指導思想に従い、中国は各新興国間の経済貿易協力を大いに推進し、かつそれぞれの国の基本状況の違いに適応した貿易政策を制定した。

(1) アジア

アジアは一貫して中国の重要な貿易パートナーである。2011年、世界経済の回復が鈍化する不利な情勢の下で、中国とアジアの貿易は依然比較的速い成長を続け、成長スピードは輸出全体の伸びのスピードを上回った。目下、中国の対新興国貿易中、アジアの国と地域は5割を占めている。このため、中国は一貫してアジアとの経済貿易協力を非常に重視している。

a. 東南アジア諸国

東南アジアには、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムなどの国がある。1960年代、東南アジア諸国は東南アジア諸国連合（ASEAN）を設立した。2002年、中国はASEANと「中国—ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」を締結し、双方間経済貿易協力の主な法的依拠となった。

協定締結以来、双方間経済貿易協力は大いに前進し、自由貿易協定は絶えず深化し、双方間貿易は緩やかに成長し、農業・エネルギー・インフラ施設・製造と加工業等の分野の協力は更に強化された。2012年1～11月、中国とASEAN間の輸出入総額は3,599.6億ドルで、前年同期比9.3%増加した。なかでも、中国のASEANに対する輸出は1,831.3億ドルで、同19.3%増加、輸出全体の伸びのスピードを12ポイント上回った。対して輸入は1,768.3億ドルで、同0.6%増加した。目下、ASEANは中国の3番目の貿易パートナー、4番目の輸出先及び2番目の輸入元である。

同時に通貨決済は双方間協力の重要なプラットフォームである。タイ系のバンコク銀行（中国）有限公司の洪欽雄CEOはこのほどタイ『民族報』に『人民元は奮起し続ける』と言うタイトルの評論を發表し、中国経済及び貿易との連携が密接であるため、ASEAN諸国の国際貿易における人民元の使用が上昇し続けていることについて非常に関心を示していると述べている。シンガポールで中国の内地と香港に対し行われる貿易代金支払いの中で、既に30%は人民元を使用している。人民元決済を行っているタイ企業も増加している。

『中国—ASEAN 包括的経済協力枠組み協定』・自由貿易協定の『物品貿易協定』・『サービス貿易協定』・『投資協定』・『中国ASEAN自由貿易協定の（サービス貿易協定）第2回の具体的コミットメントの実施に関する議定書』、『（中国—ASEAN 包括的経済協力枠組み協定）修正に関する第3議定書』・『中国—ASEAN 包括的経済協力枠組み協定下の物品貿易協定中の技術的貿易障壁及び衛生植物検疫措置を組込む章節に関する議定書』等の文書にのっとり、中国はASEAN諸国に対し特惠貿易政策を実施する。

まず、中国はASEANに対し全面的な関税引き下げを行い、少数のセンシティブ品目を除く、他の全ての製品の関税及び貿易制限措置は徐々に撤廃せねばならない。2015年までに、中国はASEANのほと

多くの製品に対しゼロ関税を実施し、非関税措置を撤廃し、双方間の貿易自由化を実現する。目下、中国のASEANに対する平均関税率は5.8%で、2006年より2.3ポイント下がり、全品目平均の最恵国関税率より4ポイント低い。次に、中国は建築・環境保護・輸送等の5つのサービス部門の26のサブセクターをASEANに開放し、サービス市場の参入条件を改善した。同時に、協議により各企業が遭遇する技術的貿易障壁を解決し、実業界が更に優れた経営環境を作っていくことを約束している。

2012年8月、中国商務部の陳徳銘部長（当時）はASEAN経済大臣級の一連の会議機関で、今後、中国とASEAN諸国との間の経済貿易の往来は、3つの面から着手することを重視すると述べた。

第1に、より高レベルの自由貿易協定を締結し、同時に双方間貿易規模を拡大する。

第2に、投資拡大に努める。中国企業のASEAN諸国の農業及びインフラ建設等の分野での投資の見通しは明るい。

第3に、相互運用性問題の解決に注意を払う。交通施設を改善し物流コストを下げ、それにより双方の貿易利便性を真に実現する。

b. 南アジア諸国

南アジアに属する国としては、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、アフガニスタン、パキスタン、スリランカがある。1985年、南アジア地域協力連合（SAARC）が成立した。

2000年から2011年まで、中国とSAARCの貿易総額は57億ドルから974億ドルに増加し、16倍増加した。2011年、中国のSAARCに対する輸出総額は713億ドルに達し、2010年より23.8%増加し、SAARCからの輸入総額は261億ドルで、2010年より12.1%増加した。2012年の第3四半期までの双方間貿易額は700億ドル近くで、9月現在、中国が南アジア諸国と交わした工事請負契約は累計1.024億ドルに達し、完成した工事請負売上高は664億ドルである。中国は南アジア諸国との貿易で、一貫して輸出超過である。貿易不均衡の根源は南アジア諸国の工業化が後れていることにある。中国は主に南アジアに付加価値のやや高い製品を輸出する一方、南アジアが中国に輸出するものは付加価値の低い一次加工品である。

(a) パキスタン

近年、中国政府は相次ぎ経済貿易フォーラム・「中国-南アジア博覧会」・投資シンポジウム等の多くの活動を行い、南アジアとの経済貿易協力を推進し続けている。2006年1月より、中国は既にバングラデシュを原産とする84種の製品に対しゼロ関税を実施している。また、既に中国-パキスタン自由貿易協定が発効している。

中パFTAに基づき、2013年までに、両国の税目総数に占める85%の製品を、異なる関税引き下げ幅で引き下げる。次のものがある、

第1類製品は、税率を0に引き下げる。これは、両国の税目総数のうちの36%の製品である。中国側の主な製品は、畜産品・野菜・鉱産品等で、パキスタン側は牛羊肉・化工製品・機械製品等である、この種の製品が貿易量に占める割合はそれぞれ40%と30%である。

第2類製品は、税率を0-5%に引き下げる。この種の製品は中国の税目総数の34%を占め、主に、化工品・水産物等である。パキスタン側は税目総数の20%を占め、主に機械製品・農産物・化工製品・ガラス等である。

第3類製品は、関税を50%削減する。この種の製品は中国の税目総数の約8%を占め、主に野菜・果汁・アパレル等がある。パキスタン側は税目総数の2%を占め、主に水産物・化粧品・陶磁器等がある。

第4類製品は、関税を20%削減する。この種の製品は中国の税目総数の約7%を占め、主に水産物・家電・紡績品等である。パキスタン側は税目総数の26%を占め、主に野菜・果物・アパレル・プラスチック・綿織物等である。

第5類製品は、例外製品で、暫時、関税の引き下げを行わない。この種の製品の税目数の割合は双方とも15%前後である。中国は計1,132のタリフラインで、主に一部木材と紙製品・関税割当製品・食用植物油等である。パキスタン側は計1,025のタリフラインで、主に繊維製品・自動車及び部品・一部家電製品等である。

この外、パキスタン側は宗教及びセキュリティ等の理由で輸入禁止の一部製品がある。例えば、豚肉・酒等である。関税引き下げをしない製品は、計92のタリフラインで、パキスタンの税目総数の約1%である。今後、中パ双方は各自の製品の関税を更に引き下げる。目標は近い将来に、双方のゼロ関税製品が関税コード及び貿易量に占める割合を90%にすることである。

この外、中パ双方は検査検疫の実施・証明書の発行手続き・管理と加工プロセスの検証・検証結果等の情報交流を強化し、かつ反ダンピング・反補助金・グローバルセーフガードの面で、二国間セーフガード条項を作成する。サービス貿易面で、パキスタン側は11の主要サービス部門の建築・通信・金融・販売・環境・医療・旅行・運輸・宅配便・研究開発・コンピュータ教育・娯楽文化・スポーツ等の多くのサービス部門を含む102のサブセクターを更に中国に開放する。

そのうち販売・教育・環境・運輸・娯楽文化・スポーツ等の主要サービス部門のうち56のサブセクターは新たに開放する部門である。中国は6つの主要サービス部門の28のサブセクターをパキスタンに更に開放する。具体的には、採鉱・研究開発・環境保護・病院・旅行・スポーツ・交通・翻訳・不動産・コンピュータ・市場調査・管理コンサルティング・印刷出版、ビルクリーニング・人材提供と手配サービス等がある。

(b) インド

インドは中国のアジアにおける重要な貿易パートナーで、2000年、中印の二国間貿易額は29億ドルで、2011年には739億ドルに達し、25倍増加した。そのうち、中国の対インド輸出は505.43億ドルで、前年同期比23.5%増加し、インドからの輸入は233.75億ドルで、前年同期比12.1%増加した。2012年1月から10月までの10ヶ月間、中印貿易規模は560億ドル余に達した。

しかし、中国は長期に亘り二国間貿易で輸出超過にあり、中印間の貿易摩擦は頻発している。2012年、インドは中国に対しアンチダンピングを最も多く提起した国である。二国間貿易の現状を変える

ために、中国政府も一連の措置を積極的に行った。2006年より、中印は中印地域貿易協定（RTA）のF/S研究をスタートし、中国は中印自由貿易協定の締結を希望すると明確に打ち出した。同時に、中国は中印両政府間対話を積極的に推進している。2009年、中国商務部鐘山副部長（当時）はインドを訪問し、二国間貿易と投資協力の拡大について意見を交わし、かつ中印貿易摩擦及びインドの農産物の対中輸出時の検査検疫等の問題を重点的に話し合った。

2010年、中印両国は『中華人民共和国とインド共和国共同声明』を発表し、戦略経済対話メカニズムの構築に同意したと表明し、2015年に二国間貿易額を1,000億ドルに到達させるという新目標を確立した。2012年11月、ニューデリーで行われた戦略経済対話の席で、中印双方は共同研究・鉄道・ソフトウェア・工業エネルギー効率等の部門間の協力における覚書及び総額48億ドルの企業間双方向投資意向協議を交わした。

c. 北東アジア諸国

(a) 韓国

2012年、中韓の二国間貿易額は2,151億ドルで、前年同期比2.5%減少した。そのうち、韓国の対中輸出は1,343億ドルで、前年同期比0.1%減少し、中国からの輸出は808億ドルで、前年同期比6.5%減少し、韓国の対中貿易黒字は535億ドルである。中韓二国間貿易額が韓国の対外貿易総額に占める割合は20.1%で、韓国の対中輸出伸び率は韓国の輸出全体の伸び率より1.2ポイント高く、中国からの輸入伸び率は韓国の輸入全体の伸び率より5.6ポイント低く、韓国の対中貿易黒字は前年同期比12.1%伸びた。2012年通年で（12月20日現在）、韓国の対中輸出品目中、重電機器及び半導体がそれぞれ22.4%と13.5%伸び、鉄鋼製品と機械がそれぞれ16.0%と5.3%減少した。韓国の中国からの輸入商品中、重電機器と一般機械がそれぞれ16.9%と6.7%伸び、無線通信器材と液晶設備がそれぞれ40.8%と15.3%減少した。2012年12月、中韓二国間貿易額は184億ドルで、前年同期比で基本的に横ばいであった。そのうち、韓国の対中輸出は120億ドルで、前年同期比2.7%伸び、中国からの輸入は64億ドルで、韓国の対中貿易黒字は56億ドルである。

中韓二国間貿易はまだ初期段階にあり、中国と韓国はいずれも東アジアの経済大国となったが、二国間貿易量は双方の対外貿易量の20%に達していない。このため、中韓双方は2006年から自由貿易協定交渉がスタートしはじめたが、目下まだ交渉段階には入っていない。2012年11月、第21回ASEAN及びASEAN首脳会議期間、中・日・韓三国が中日韓自由貿易協定交渉のスタートを宣言した。関係機関の研究によると、中日韓自由貿易協定が設立すれば、経済貿易上最大の受益国は韓国とのことである。

(b) 北朝鮮

中国税関の統計によると、2011年の中朝二国間貿易額は56.7億ドルに達し、前年同期比62.4%伸び、貿易規模と増加速度はいずれも過去最高レベルとなった。北朝鮮の対外貿易に占める中国の割合は70.1%で、前年の56.9%より13.2ポイント上昇した。2012年上半期、中朝二国間貿易額は31.4億ド

ルに達し、前年同期比 24.7%増加で、同期の貿易全体の伸びを大きく上回った。一部鉱産品・アパレル・電子等の製品の増加がやや速い。

二国間の経済貿易協力が深化発展するにつれ、中朝政府は国境協力を更に力を入れている。2012 年、双方は羅先経済貿易区管理委員会及び黄金坪・威化島経済区管理委員会の設立を宣言し、かつ管理委員会を設立運営する協議・経済技術協力協定、及び農業協力・羅先地区への送電とパーク建設・詳細計画等の関連協議を締結した。羅先経済貿易区は北朝鮮東北部に位置し、中国吉林省延辺地区に隣接し、原材料工業、設備工業、ハイテク産業、軽工業、アパレル業、近代的で効率のよい農業を重点的に発展させ、徐々に北朝鮮の先進的製造業拠点・北東アジア地区国際物流センター及び地域観光センターとして建設される。黄金坪・威化島経済区は鴨緑江下流に位置し、中国遼寧省丹東地区に隣接し、情報産業・観光文化創造産業、近代農業、アパレル加工業を重点的に発展させ、徐々に北朝鮮の知能集約型の新興経済区として建設される。

2012 年、中国国務院温家宝総理（当時）は北朝鮮代表団と会見した際、中朝双方は羅先経済貿易区と黄金坪・威化島経済区の開発協力を重点とし、共同指導委員会が合意した共通認識を実行し、各項目の業務を着実に推進すると表明した。1 点目は両国政府の協力に対する指導と計画を強化し、法律法規を整備する。2 点目は関連地区の積極的参与、密接な連携と協調を奨励する。3 点目は市場メカニズムの役割を發揮し、土地・税収等の面で、良い条件を作り上げる。4 点目は企業投資を奨励し、彼らのために実際問題と困難を解決する。5 点目は税関・品質検査等のサービスを改善し、協力のために便宜を提供する。

これまでのところ、中朝双方は「2つの経済区」の立法と計画等の基礎的業務を完成し、吉林圈河から北朝鮮羅津港までの道路改修工事が竣工または使用され、羅津港を通過する国内貿易貨物のクロスボーダー運輸が正式に始まった、黄金坪経済区の関連建設は着実に推進されている。

(c) モンゴル

中国とモンゴル間は長期に密接な経済貿易関係を維持し、中国は連続 10 年余モンゴル最大の貿易パートナーとなっている。中国商務部の統計によると、2011 年、中国・モンゴル二国間貿易額は 64.3 億ドルで、前年同期比 60.7%増である。そのうち、中国は 27.3 億ドルを輸出し、37.0 億ドル輸入し、それぞれ 88.4%と 45.0%増である。

2012 年、中国・モンゴル二国間貿易額は 65.9 億ドルで、前年同期比 2.5%増である。そのうち、中国は前年同期比 2.9%減の 26.5 億ドルを輸出、前年同期比 6.5%増の 39.4 億ドルを輸入した。2012 年末現在、中国企業がモンゴルで請負工事契約を締結した金額は累計 86 億ドルで、完成売上高は 39.2 億ドルである。新規契約額は 34 億ドルで、完成売上高は 8.4 億ドルである。

中国政府は地方政府及び企業のモンゴルとの国境経済貿易協力の実現を奨励している、しかし中国経済の発展が減速するにつれて、中蒙両国間には経済貿易面での摩擦が絶えない。2013 年、中国の中鋁グループがモンゴルで政府がサポートするモンゴル企業の無断契約改ざんに遭遇し、極めて大きな経済的被害を蒙った。中国政府はモンゴルに二国間経済貿易協力の成果を重視し維持するよう促した。

(2) 中東・アフリカ

a. アフリカ

近年、中国・アフリカ経済貿易協力は全面的に急成長し、双方は貿易・投資・インフラ建設・援助等の分野で協力を行っており、更に金融・電信・エネルギー・観光・航空等の新分野の協力も積極的に開拓しており、徐々に多層的・広分野の経済貿易協力の枠組みを形成している。2012年1～10月期、中国・アフリカ貿易は20%の伸びを保ち、対外貿易全体の平均伸び率を14ポイント上回り、総額は1,639億ドルに達し、2011年の貿易額全体とほぼ並んだ。

2006年中国政府は中国の対アフリカ政策文書を発表し、中国政府は、更に多くのアフリカ製品の中国市場への参入に便宜を図るべく積極的な措置を取るとし、アフリカの後発開発途上国の一部の対中国輸出商品の関税免除待遇を真摯に実施し、これにより二国間貿易のバランスを取り、貿易構造を最適化すると表明した。多国間・二国間の友好協議を通じ、互いに理解して譲り合い、貿易上の問題を適切に解決する。双方の実業界が「中国-アフリカ合同商工会議所」を設立するのを推進する。中国は条件が成熟した際はアフリカ諸国あるいは地域と自由貿易協定を話し合い締結したいとの願望を表明した。

2005年、中国側はアフリカの後発開発途上国に対し、対中輸出関税免除待遇の実施を開始した。2006年中国・アフリカ協力フォーラム北京サミット後、免税商品範囲を478税目にまで拡大した。2010年7月1日より、中国はまた、エチオピア・リベリア・コンゴ・モザンビーク等26の中国と国交のある後発開発途上国の60%の製品に対し対中輸出関税免除政策の実施を正式に開始し、アフリカの後発開発途上国の対中輸出免税の恩恵を受ける商品は、以前の478税目から4,700余品目に拡大した。2012年1月より、中国と国交のある30のアフリカ後発開発途上国全てに対し、60%の商品の対中輸出ゼロ関税待遇を始めた。今後はアフリカの国交のある全ての後発開発途上国の95%の製品に対し、段階的に免税待遇を与える。

中国政府は「アフリカ製品展示即売センター」を設立し、参加するアフリカ企業に対し費用の減免等の優遇政策を与え、アフリカ諸国の対中輸出を促進している。またアフリカ諸国に3～5の物流センターを設立し、アフリカ諸国の商業施設の改善を手助けしている。この政策を実施して以来、既に10億ドルを超えるアフリカ商品の対中輸出を推進している。

この他、中国は金融面でも中国・アフリカ貿易の発展を大いにサポートしており、金融面の促進措置は、輸出セラーズクレジット、輸出リスク保険制度、対外担保、輸出バイヤーズクレジット業務、輸出税還付制度、中小企業国際市場開拓資金、輸出製品研究開発資金、輸出信用保険サポート発展資金、ハイテク技術輸出製品の技術更新改造プロジェクト借入手形割引資金、アンチダンピング応訴資金、輸出ブランド発展資金等を含んでいる。例えば、2007年より連続3年間、中国はアフリカ向けに20億ドルの輸出バイヤーズクレジット政策を提供している。

目下、中国と南部アフリカ関税同盟は自由貿易協定について話し合っている。南部アフリカ関税同盟には南アフリカ・ボツワナ・ナミビア・レソト・スワジランドの5カ国が含まれる。中国と南部アフリカ関税同盟の加盟国の経済は補完性が強く、貿易と投資の発展潜在力は大きい。南アフリカのGDP

と輸出入貿易額が南アフリカ関税同盟全体に占める割合は90%以上であるため、南部アフリカ関税同盟で極めて重要な役割を演じている。

近年、南アフリカの対中輸出は大幅増加の勢いを呈し、2009年は42%増加、2010年は20%、2011年の増加率は115%に達した。2012年9月現在、中国は米国・日本・ドイツ・インドを抑え、南アフリカ最大の輸出国となった、南アフリカの対中輸出貨物は主に鉄鉱石及びその精鉱・ダイヤモンド・鋼材等である。同時に、中国も南アフリカ最大の輸入国で、ドイツ・サウジアラビア・米国・日本・インドがそれに続いている。南アフリカは主に中国から機械製品・アパレル及び付属品・ハイテク技術製品・繊維用糸・靴類等の商品を輸入している。2つの注目される新興市場国として、中国と南アフリカの間に共同市場を設置し、商品の自由流通を実現できれば、双方の経済貿易の発展に大きく貢献するであろう。

b. 中東

(a) 湾岸諸国

1990年代以来、中国と中東諸国との貿易関係は急速に発展した。中国は既に中東諸国の主な輸出市場であり重要な貿易パートナーである。湾岸協力会議(GCC)は中東地区の最も重要な政治経済組織で、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、クウェート、カタール、バーレーンの6カ国を含む。中国とGCCは一貫して良好な経済貿易関係を保っている。2002~07年の双方間貿易額の年平均増加率は35%で、2007年の双方間貿易額は580億ドルに達し、2008上半期は前年同期比60%近く増加した。2011年中国とアラブ首長国連合との二国間貿易額は約350億ドルで、特にエネルギー分野の貿易額は60億ドルを超えている。2012年1~10月の中国とサウジアラビア間の二国間貿易額は608.8億ドルに達し、前年同期比16.8%増加した。そのうち、中国はサウジアラビアから453億ドルを輸入し、前年同期比13.6%増加し、中国の対サウジアラビア輸出は155.8億ドルで、前年同期比27.3%増加した。

2004年7月、中国はGCCの6つの加盟国と『中国-GCC経済・貿易投資及び技術協力枠組み協定』を交わし、かつ共同で中国-GCC自由貿易協定交渉の開始を宣言した。現在まで、中国とGCCは既に物品貿易交渉のほとんどの分野、例えば、原産地規則・貿易の技術的障壁・衛生と植物検疫措置・経済技術協力等で合意に達しており、かつサービス貿易交渉をスタートさせた。

中国とサウジアラビアは引き続き中国-サウジアラビア経済貿易委員会を開催し、中国側は中国サウジアラビア協力について次の5点の建議を行った。「貿易規模を拡大し中国-サウジアラビア貿易額を2015年には600億ドルに達するよう努力する」、「両国のエネルギー分野の戦略的協力を固め長期の安定した原油貿易を維持かつ天然ガス開発・石油プロジェクト・石化の分野で協力を強化する」、「インフラ建設協力を深化しサウジアラビアの電力・交通・医療等の建設プロジェクトに積極的に参加する」、「貿易救済協力メカニズムを確立し貿易摩擦を適切に処理する」、「多国間協力を強化し中国とGCC自由貿易協定交渉の進展を共同で推進する」。

中国は2012年にアラブ首長国連邦政府と350億人民元の通貨スワップ協定を交わした。これは中国がアラブ国家と交わした初めての通貨スワップ協定である。同年、中国とサウジアラビア・アラブ首長国連邦の両国政府は経済貿易・エネルギー・インフラ建設・金融・人文等の各分野で10余りのプロジェクト協力協定に合意した。そのうち、経済貿易協力協定関連の金額は1,000億人民元に達する。中国国務院の温家宝総理（当時）は中・ア首連協力フォーラムで、「中国は貿易黒字を求めず、更に多くのアラブ諸国の製品の輸入を望んでいる。特に、非エネルギー類製品は、二国間貿易を更に合理的で安定的にさせ、中国側は引き続き企業がアラブ諸国に投資し工場を設立し、より多くの影響力のある大プロジェクト実施することを奨励していく」と述べた。

(b) イスラエル

中国はまたイスラエルの重要な貿易パートナーでもある。2011年中国・イスラエル二国間貿易総額は81.6億ドルに達し、前年同期比20%増となった。中国は既にイスラエルの第3番目の貿易パートナーで、米国・EUに続いている。中国の対イスラエル輸出は54.5億ドルで米国・EUに次ぎ、日本・トルコ・インド・香港が後に続く。中国の対イスラエル輸入は27.1億ドルで米国・EU・香港・インド・カナダに次ぐ。2012年、米国のコロンビア大学の附属研究機関（Vale Columbia Center on Sustainable International Investment）はイスラエルを「新興市場多国籍企業」プロジェクトの視察対象の一つと位置づけ、イスラエルは新興市場として既に全世界が注目する国の一つとなった。このため、中国は新興国政策の全てについてイスラエルに適用している。

(3) 中南米

中南米は、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、パナマ、メキシコ、ボリビア、チリ、コスタリカ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、トリニダードトバゴを含み、主要な新興市場の一つである。1980年代から、中国は中南米との双方間貿易の発展に努力し、双方は多数の政府間貿易協定と海運協定を交わしている。2004年より、中国は自由貿易協定交渉に注目し始め、南米34カ国中、チリ・ペルー・コスタリカが中国と自由貿易協定を締結した。

a. ブラジル

長期に亘り、中国とブラジル間の貿易は拡大を続けている。2003年中国・ブラジルの二国間貿易額は79.89億ドルに達し、2005年には100億ドルを突破し、2007年には233.67億ドルに達した。2008年、中国の対ブラジル輸出総額は187.7億ドルで、2007年の113.7億ドルより65%増加し、2010年の中国・ブラジル貿易額は625億ドルに上昇し、2011年の中国とブラジルの二国間貿易額は842億ドルである。そのうち、中国は318億ドル輸出、524億ドル輸入し、前年同期比それぞれ30%と37%増加した。引き続きブラジルは中国にとって世界で第9番目の貿易パートナーで、BRICsの中で最大の貿易パートナーにランクしている。

二国間貿易が拡大し続けているとはいえ、中国・ブラジル間の貿易摩擦は絶えることが無い。実際に、ブラジルは中南米諸国の中ばかりか、途上国の中でも中国製品に対しアンチダンピング措置を最も頻繁に採る国の一つである。統計によると、1989年12月からブラジルが初めてアンチダンピング調査を始めて以来、2009年末までに、ブラジルは中国製品に対し計46件のアンチダンピング調査案件を提起し、その範囲は機械・金物・化学工業・軽工業、繊維等の製品に及ぶ。

2012年、ブラジルは相次いで中国から輸入したフラット圧延鋼板・オートバイタイヤ・無方向性ケイ素鋼・シームレス炭素鋼管等の製品に対しアンチダンピング調査を始めた。中国とブラジルの貿易製品には競争が存在するため、中国・ブラジル間の貿易摩擦は、今後一定期間は多発するとみられる。このため、中国とブラジルは既にBRICs中で最大の貿易パートナーとなっけていても、中国は対外貿易政策上ブラジルを特別視することはないといえる。

b. メキシコ

中国はメキシコにとって第2位の貿易パートナーであり、第3の輸出先で第2の輸入元である、近年、二国間貿易が急速に増加している。中国側の統計によると、2011年、中国・メキシコの二国間貿易額は333.4億ドルで、前年同期比34.7%増であった。中国は239.8億ドルをメキシコに輸出し、93.6億ドルを輸入し、前年同期比それぞれ34.2%と36.2%増加となった。これは、同期の中国の輸出入全体の伸びを遥かに上回っている。特に繊維・軽工業・機械等の業界で、近年、中国の対メキシコ輸出の伸びは比較的速い。同時に、中国はまたメキシコの貿易赤字の最大の原因国で、2010年・2011年のメキシコの貿易赤字は前年同期比平均30%を超え、更に拡大する勢いである。

メキシコの中国貿易に対する依存度は大きい。対メキシコ輸出が中国の輸出に占める割合は小さいが、メキシコの輸入に占める割合は比較的大きい。中国税関の統計によると、2009年・2010年・2011年メキシコが中国輸出に占める割合はそれぞれ1.02%、1.13%、1.26%で、メキシコ側の統計によると、同期のメキシコの中国からの輸入はメキシコの総輸入の約15%の割合を占めている。

中国の対メキシコ輸出の急成長及び貿易赤字の持続と拡大は中国・メキシコ間の貿易摩擦を誘発した。1995～2010年の間、メキシコが対外に提起したアンチダンピング調査中30%近くは中国製品をターゲットにしている。2010年1年間で、メキシコは中国に66件のアンチダンピング調査を発動し、中国が同時期に受けたアンチダンピング調査の6.1%を占め、かつメキシコのアンチダンピング案件裁決の税率は比較的高い。

メキシコは決して中国の輸出の主要市場ではないので、中国の対外貿易政策の対象としては重視されていない。しかし、中国政府及び業界組織は連携とコミュニケーション及び協調解決を通し双方の日増しに厳しくなる貿易摩擦を解決すべく努力している。2012年3月、中国軽工業工芸品商工会議所とメキシコ経済省は『メキシコ合衆国経済省と中国軽工業工芸品商工会議所の中国靴類製品に関する協定』を交わした。協定は、中国軽工業商工会議所が協定の規定した価格に従い、中国の対メキシコ輸出靴類製品の輸出価格に対し認証を行い、メキシコ経済省及び関連部門がこれに基づき監督管理を行うと規定した。この協議の締結を通じ、双方はメキシコの対中国靴類製品の特別セーフガード調査

及びその他の貿易救済措置問題を一応解決した。中国・メキシコのアパレル業界も類似の協定合意を試み、それによりアパレル分野の紛争を適切に解決しようとしている。

c. チリ

中国税関の統計によると、2000年から2011年まで、中国とチリの貨物貿易総額は21～22億ドルから313.98億ドルに増加し、年平均27.8%増であった。そのうち輸出総額は7.84億ドルから108.22億ドルに増加し、年平均27%増であった。輸入総額は13.39億ドルから205.76億ドルに増加し、年平均28%増である。中国は既にチリ最大の貿易パートナーとなり、チリからみて第2の輸入元で、第1の輸出先である。中国にとってチリは中南米で2番目の貿易パートナーである。ただし、中国はチリに対し貿易赤字の問題が継続して存在している。2011年、中国の対チリ輸出の増加率は輸入増加率を19ポイント上回ったが、中国の対チリ貿易赤字は97.54億ドルに達している。

中国とチリは長期に亘る協力の伝統がある。チリは中華人民共和国と初めて国交を樹立した南米国家であり、中国のWTO加盟後、最初に中国と二国間協定を交わし、最初に中国の完全な市場経済地位を承認し、最初に中国と二国間自由貿易協定を交わした中南米国家である。このため、中国政府は一貫してチリとの経済貿易協力を非常に重視してきた。2004年11月18日、中国とチリは中国・チリ自由貿易協定交渉をスタートさせた。一年後、双方は『中国・チリ自由貿易協定』を交わした。この協定は2006年10月1日に発効し、中南米貿易の中核となっている。2008年4月13日、中国とチリは『中国・チリ自由貿易協定のサービス貿易に関する補充協定』を交わした。

2012年9月、中国とチリはロシアのウラジオストクで正式に『中国・チリ自由貿易協定の投資に関する補充協定』を交わし、中国・チリ自由貿易協定が発効した。中国・チリ自由貿易協定にのっとり、中国は相次ぎ4,753種の製品の関税を取り消し、チリも5,891種の製品の関税をゼロに引き下げた。内容は主に化学・繊維製品とアパレル・農産物・機械製品・車輛及び部品・水産品・金属製品と鉱産品に及ぶ。中国のコンピュータ・管理コンサルティング・採鉱・環境・スポーツ・空輸等の23部門とサブセクターはチリに対しより一層開放された。

自由貿易協定の他に、中国は様々な形でチリとの経済貿易協力を推進している。2011年6月、中国の習近平副主席（当時）は「中国・チリ企業家委員会」の年会の席でスピーチを行い、中国は双方の政治協議・経済貿易混合委員会・科学技術混合委員会・農業合同委員会・鉱業合同委員会等のメカニズムを通し、チリとの協議と調整の強化を望んでいると述べた。

d. ペルー

2010年、ペルーは中国にとって中南米で7番目の貿易パートナーで、中国はペルーの2番目の貿易パートナーである。中国・ペルーの二国間貿易額は97.2億ドルに達し、前年同期比48.4%増である、そのうち、中国は35.51億ドルを輸出し、前年同期比69.2%増、輸入は61.69億ドルで、前年同期比38.6%増である。ペルー側の統計によると、2010年、ペルーは中国に54.26億ドルを輸出し、前年同期比34%増、中国から51.13億ドルを輸入し、前年同期比56%増で、二国間貿易額は105.39億ドル

に達し、前年同期比 44%増であった。

2011 年に中国・ペルー二国間貿易は飛躍的成長を遂げ、二国間貿易総額は 133.3 億ドルに達し、前年同期比 26.44%増であった。中国は米国を超えてペルー最大の輸出先と貿易パートナーとなり、かつペルー第 2 の輸入元である。ペルーが中国に輸出する主要製品には銅・鉛・亜鉛・鉄等の鉱石あるいは一次製品及び魚粉・水産品等がある。ペルーが中国から輸入する主な品目には通信設備・自動データ処理装置・自動車及び発動機・機械部品と付属品・オーディオとビデオ機器及び繊維製品・アパレル等がある。

2010 年、中国-ペルー自由貿易協定が正式に実施された。協定にのっとり、中国・ペルー双方は各自の 90%以上の製品に対し段階的にゼロ関税を実施する。中国とペルー両国は全物品を 5 種類に分け関税の引き下げを実施する。

第 1 類製品は『協定』実施のその年にゼロ関税を実施するもので、中国の税目総数の約 61.19%、ペルーの税目総数の約 62.71%を占める。

第 2 類製品は『協定』発効後 5 年以内に段階的にゼロに引き下げるもので、中国とペルーの税目総数のそれぞれ 11.70%と 12.94%を占める。

第 3 類製品は『協定』発効後 10 年以内に段階的に関税をゼロに引き下げるもので、中国・ペルーの税目総数の約 20.68%と 14.35%を占める。

第 4 類製品は例外製品とし、関税の引き下げはせず、それぞれ中国とペルーの税目総数中の 5.44%と 8.05%を占める。

第 5 類製品はそれぞれ 8、12、15、16、17 年間をかけ関税を段階的にゼロに引き下げるもので、中国とペルーの税目総数の 0.99%と 1.95%を占める。

関税減免措置をベースに、中国の軽工業・電子・家電・機械・自動車・化学工業・野菜・果物等の製品及びペルーの魚粉・鉱産品・果物・魚類等の製品がそこから利益を得る。目下、国务院の承認を経て、2010 年 3 月 1 日より、ペルー原産の 6,809 の税目の商品に対し中国-ペルー自由貿易協定税率を実施している。

サービス貿易面では、ペルーは採鉱・研究開発・中国語教育・中国医学・武術等の部門で更に中国に開放し、中国は採鉱・コンサルティング・翻訳・スポーツ・観光等の部門でペルーに更に開放していく。

e. コスタリカ

中国とコスタリカの間の二国間貿易額はやや小さいが、近年、成長を続ける勢いを呈している。目下、中国は既にコスタリカの 2 番目の貿易パートナーとなり、米国に次いでいる。2011 年、中国・コスタリカの二国間貿易総額は 47.29 億ドルで、前年比 24.62%増加した。そのうち、中国が 8.84 億ドルを輸出し、38.44 億ドルを輸入し、前年同期比でそれぞれ 28.51%と 23.73%増加した。2001 年貿易総額は 8,958 万ドルである。2011 年、中国企業はコスタリカで請負工事 9 件を新たに契約し、新契約額は 9,757 万ドルで、完成売上高は 2,479 万ドルである。当年派遣された各種労働者は 513 人、年末

にコスタリカにいる労働者は145人である。現在、中国-コスタリカ貿易で、中国は一貫して貿易赤字の状態にあり、かつ徐々に拡大する勢いである。2011年、中国のコスタリカに対する赤字は29.6億ドルである。2002年から2011年まで、中国の累計赤字は約139.6億ドルである。

2011年8月1日より、『中国-コスタリカ自由貿易協定』が正式に発効した。自由貿易協定により中国とコスタリカ双方は各自の90%以上の製品に対し段階的にゼロ関税を実施する。主な製品は中国の繊維製品原料と製品・軽工業・機械・電器設備・野菜・果物・自動車・化学工業、生毛皮及び皮革等の製品及びコスタリカのコーヒー・牛肉・豚肉・パイナップルジュース・冷凍オレンジジュース・ジャム・魚粉・鉱産品・生皮等である。

サービス貿易分野では、中国はコンピュータサービス・不動産・市場調査・翻訳と通訳・スポーツ等7部門またはサブセクターでコスタリカに一層の市場開放を行う。コスタリカは電信サービス・商業サービス・建築・不動産・小売り・環境・コンピュータ・観光サービス等の45部門またはサブセクターで中国により一層の市場開放を行う。中国とコスタリカ双方は更に知的財産権、貿易救済措置、原産地規則、税関手続き、貿易の技術的障壁、衛生と植物検査検疫措置・協力等の数多くの分野における双方の経済貿易協力のために利便措置を提供する。

f. コロンビア

中国はコロンビア貿易で重要な地位を占めている。中国税関統計データによると、2010年中国コスタリカ物品貿易総額は59.2億ドルで、そのうち、中国は38.2億ドルを輸出し、21億ドルを輸入している。コロンビアは中国の中南米における8番目の貿易パートナーで、6番目の輸出市場であり8番目の輸入元である。2010年、コロンビア国家統計局のデータによると、中国は既に米国に次ぐコロンビア第2の貿易パートナーで、貿易総額に占める割合は8.4%に達し、その輸出入総額に占める割合はそれぞれ13.4%（第2の輸入元）と1.9%である。輸出入総量では、中国は長期に亘り輸出超過である。このため、中国は既にコロンビアの貿易保護の主要ターゲット国となっており、コロンビアは中国に対し貿易救済措置を最も多く発動する中南米国家である。

双方の協力を推進し、経済発展を促進し、貿易摩擦を避けるため、中国とコロンビア両国は自由貿易協定交渉を始めた。2012年5月、中国とコロンビアは中国・コロンビア自由貿易協定共同F/S研究の了解覚書を正式に交わし、一年後正式に両国の自由貿易協定交渉をスタートさせる。中国はコロンビアとの自由貿易協定協議を通し、自身の市場経済地位が認められ、エネルギーと資源の供給が増え、国内需要を安定的に充足し、人民元の使用範囲を拡大し、国際化への進展を促進することができる。同時に、コロンビアと関税引き下げ及び非関税障壁撤廃を進め、市場を開放し、貿易投資の利便化を高めることができる。

上記6カ国以外に、中国は各種政策を通じ中南米のその他の新興国とも経済貿易協力関係を促進している。例えばアルゼンチンとの二国間通貨スワップ協定等である。

(4) ロシア・CIS

a. ロシア

中国とロシアは世界で最も重要な2つの新興市場国である。近年、双方の努力の下で、中露は既に互いに主要な貿易パートナーとなった。中国税関統計によると、2011年、中露の二国間貿易額は792.5億ドルで、前年同期比42.7%増である。そのうち、中国の対ロシア輸出は389.0億ドルで、前年同期比31.4%増である。ロシアからの輸入は403.5億ドルで、前年同期比55.6%増である。中国はロシアに対し14.5億ドルの貿易赤字である。ロシアは中国の主要な貿易パートナー中の第10位にある。2012年1～3月期、中国の対ロシア輸出入は214.7億ドルで、前年同期比32.9%増、そのうち、ロシアからの輸入は128.1億ドル、対ロシア輸出は86.6億ドルで、前年同期比でそれぞれ49%と14.6%増である。同時期の中国の輸出入貿易全体の増加スピードと比べ、それぞれ42.2ポイントと6.9ポイント上回っている。そのうち、3月の中露貿易額は79.5億ドル、34.6%増で、再び過去最高を更新した。

中国の対ロシア輸出商品は主に織物・農産品・小家電等で、輸入は原木・原油・化学肥料・鋼材・紙パルプ等の一次製品を主とする。2011年に、中露双方が契約したプロジェクト請負契約金額は13.8億ドル、前年同期比16.0%増で、完成売上高は14.0億ドルで、期末在外人数は20,760人である。対ロ労務協力はロシア極東、西シベリヤ地区に集中し、主に農業作付・建築・森林伐採・木材加工・縫製・医療及びその他のサービス業界に従事している。中露貿易の良好な発展の勢いを推進し維持するために、中露双方は多くの政策措置を取った。

まず、為替レートの安定を保証し、為替リスクを軽減するため、中露両国は自国通貨決済を検討し始めた。2010年11月、中国人民銀行の授権により、中国外為取引センターは中国銀行間外為市場で人民元とルーブルの上場取引を開始した。2011年、ロシア中央銀行と中国人民銀行は対外貿易自国通貨決済協定を締結し、これよりロシアが中国に対し物品とサービス貿易を行う際、企業は自由兌換通貨を使用し決済するか、あるいは自国通貨を使用し決済するか自主選択が許される。

次に、政府間の戦略対話と協力を推進する。2011年6月、中国の胡錦涛国家主席（当時）とロシアのメドベージェフ大統領（当時）は『中露善隣友好協力条約』締結10周年の共同声明を発表した。声明の中で、両国の実務協力を全面的に深化し、必要な条件を整備し、二国間貿易額を2015年までに1,000億ドルに引き上げ、2020年までに2,000億ドルに引き上げる。中露両国は投資・エネルギー・原子力・航空・宇宙・科学技術・金融・地方等の分野で相互協力を深化し、新エネルギー・新材料・バイオ・ナノテク等の分野の協力を重点的に拡大し、環境に優しい新興産業を強化し、両国の経済発展に動力を添える、と表明している。

次に、中国政府は地方政府とロシアが地域協力を行うのを奨励している。山東・黒龍江省等は「ハルピン国際経済貿易商談会」等の経済貿易展示会の開催を通じ、ロシアとの経済貿易協力を強化する。

b. CIS

中国は既にCIS諸国の主要貿易パートナーとなっている。中国とCIS諸国の貿易額をみると、まずカザフスタンとの貿易額は1992年に僅か3.69億ドルだが、2010年には204億ドルと55倍増加し、

中国はカザフスタン最大の貿易パートナーとなった。タジキスタンとの貿易額は1992年に僅か275万ドルだが、2010年には14.31億ドルと約500倍増加し、中国はタジキスタンの第2の貿易パートナーとなった。トルクメニスタンとの貿易額は1992年に450万ドルだが、2010年は15.7億ドルと、350倍増加し、中国はトルクメニスタン最大の貿易パートナーである。2011年1～10月期に、ウズベキスタンとの貿易額は67.3億ドルで、前年同期比44%増え、中国はウズベキスタンの第2の貿易パートナーとなった。2011年上半期、ベラルーシとの貿易額は12.53億ドル、前年同期比35.5%増で、中国はベラルーシの6番目の貿易パートナーとなった。2011年1～10月期に、中国はアルメニアの対外貿易額の7.7%を占め、アルメニア第2の貿易パートナーである。2011年1～11月期に、グルジアと中国の二国間貿易額は5.0億ドルで前年同期比61.3%増、中国はグルジアの4大貿易パートナーである。

中国はCIS諸国との経済貿易協力を非常に重視している。中国・ロシア・カザフスタン・キルギスタン・タジキスタン・ウズベキスタンは「上海協力機構」を結成し、加盟国の二国間及び多国間協力の更なる発展及び協力の多元化の促進に努めている。2003年、上海協力機構の加盟国首脳会議で、中国の温家宝総理は自由貿易協定の段階的成立を経済協力の目標とすることを提起した。2011年、中国商務部の鐘山副部長（当時）は再び上海協力機構の加盟国は適切な時に自由貿易協定の締結を考慮してもよいと提起した。ただし現時点で、上海協力機構の自由貿易協定はまだ基本的に双方の事前協議段階に留まっている。

2008年の世界金融危機後、中国はCIS諸国の強力な後盾となった。中国はカザフスタンに130億ドルの借款を提供し、ウズベキスタン・トルクメニスタン・ウクライナ・ベラルーシ等の国にもそれぞれ数10億ドルの融資協定を結び、更に上海協力機構の枠組み内で100億ドルを提供した。この外、中国は更にCIS諸国に貿易投資促進団を派遣した。中国貿易投資促進団はウズベキスタンを訪問し、契約や契約意向書24件にサインし、総額は30億ドルを超えた。2010年3月、中国貿易投資促進団はベラルーシを訪問し、銀行・企業間協議13件にサインし、総額は約34億ドルであった。

中国はCIS諸国に対し深い認識を有し、今後、CIS諸国の新興市場としての巨大な潜在力を十分に発掘し、双方間貿易の往来を推進していく。

3. 対新興国輸出拡大のケーススタディ

(1) ASEAN

アジア各国は一貫して中国の対外貿易の重要なパートナーであり、中国製品輸出の主な市場でもある。アジア経済が全体に発展するにつれて、ASEAN は徐々に日韓等の国を抜き中国の対アジア輸出の主力市場となった。双方間貿易の状況から見て、ここ 20 年の中国と ASEAN の間の貿易額の年平均増加率は 20%に達し、中国は既に 3 年連続で ASEAN 最大の貿易パートナーとなり、ASEAN は中国の 3 番目の貿易パートナーである。2012 年 1~10 月期の中国と ASEAN の輸出入総額は 3,239 億ドルで、前年同期比 9.4%増、中国の対 ASEAN 輸出は前年同期比 19.4%増加した。

ASEAN 諸国は人口が多く、繊維製品に対して大きな需要があるが、繊維製品の自国生産は明らかに不足で、必要とする繊維製品の 90%は輸入に依存している。技術条件が違うため、生地・付属品・アパレルのような、一定の高付加価値の繊維製品に対する需要は更に大きい。ASEAN の一部国の繊維工業は資本・技術・情報及び体制面で中国とは明らかな差があり、中国と ASEAN 各国は優位性の相互補完が可能である。

2009 年、世界金融危機の影響で、欧米市場からの受注が徐々に減少し、中国の繊維製品輸出・価格は大きく衰退した。同時に、中国製品の輸出対象国の集中度が高いことも輸出の伸びを抑えた。欧米市場に対する依存を軽減し、新興国市場を開拓することが大勢の赴くところとなっている。近年、中国と ASEAN の経済貿易関係は着実に緊密化し、双方間の貿易・投資規模も急拡大している。一方、繊維製品・アパレルは相互補完性があり、最も高い発展潜在力を有する貿易製品になりつつある。

中国-ASEAN 自由貿易協定の成立後、双方間の繊維製品・アパレル貿易は急発展し、双方がノーマル・トラック品目に対し減税を始めた 2005 年から 2011 年までの 7 年間、貿易額は年平均 23.1%増加し、2 倍強となった。そのうち、中国側の輸出は年平均 23.4%成長し、輸入は 20.2%増加した。2012 年、ASEAN が中国の繊維製品輸出市場に占める地位は更に高まった。2012 年の 1~11 月期に、中国の ASEAN に対する繊維製品アパレルの累計輸出が輸出総額に占める割合は 10.2%に達し、2011 年通年より 2 ポイント拡大した。輸出は前年同期比 33.5%増加し、ASEAN は既に EU に代わり中国のアパレル全体の輸出を牽引し、成長を実現する原動力となっている。2012 年 11 月、中国の対 ASEAN 輸出額は対日輸出を超え、対米輸出に近付いている。

中国の対 ASEAN 輸出の増加は以下の幾つかの点に起因している。

第 1 に、自由貿易協定が経済貿易関係を大きく発展させた。中国-ASEAN 自由貿易協定は 1,400 万平方 km の面積、19 億人の消費者、6 兆ドル近い GDP 及び 4.5 兆ドルの貿易総量を擁する世界最大の自由貿易協定である。自由貿易協定発効後、ASEAN と中国の貿易額は世界貿易の 13%を占め、アジアの貿易額の半分を占めている。2010 年 1 月 1 日、ノーマル・トラック品目について中国は ASEAN との「ゼロ関税」期に入り、双方は相互に市場を開放した。中国の対外貿易の平均関税率は 9.8%だが、ASEAN に対する平均関税は 0.1%に下がった。ASEAN の 6 つの先発加盟国（シンガポール・マレーシア・タイ・インドネシア・フィリピン・ブルネイ）の対中国の平均関税率は 0.6%に下がり、4 つの後発加盟国（ベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマー）の対中国平均関税率は 5.6%に下がった。中国-ASEAN 自

由貿易協定の設立は中国の対外輸出に有利な環境と発展空間を作り上げた。

第2に、双方間の経済貿易発展を促す新型プラットフォームを構築した。中国-ASEAN 博覧会は中国-ASEAN 自由貿易協定に依拠し、企業が自由貿易協定発効の成果を共有し、更に市場を開拓するためのプラットフォームを提供した。博覧会は投資と資金導入を互いに結び付け、中国企業の「海外進出」を特色とし、中国企業がASEANに投資するプラットフォームになった。博覧会は商品貿易とサービス貿易が相互に結び付き、観光サービスと中小企業の技術刷新成果の譲与を突破口とし、中国とASEANの経済貿易協力の新たな成長点を育成した。

第3に、高いコストパフォーマンスの商品でASEAN市場を開拓した。中国商品は価格が安いにもかかわらず、コストパフォーマンスはやや高く、ASEAN各国の製造業と消費者ニーズに合致する。このため、中国はASEAN諸国の重要な低コスト輸入元にもなっている。近年、ASEAN諸国の社会経済は急成長し、人々の生活水準と消費水準も向上し続けており、日用消費財・工芸贈答品・宝飾品等の軽工業製品のニーズも日増しに増加している。ただし、一部のASEAN諸国の軽工業は発達が不十分で、繊維製品・小家電・玩具等の製品レベルはやや遅れており、宝飾品・工芸贈答品の加工製作技術、例えば彫刻技術・スタイリング等は中国企業と比べ一定の差がある。ASEAN諸国は以上の軽工業製品を絶えず輸入しなければならない。シンガポール・ブルネイ・マレーシア・タイ・フィリピンでは中国の繊維製品が好まれ、ラオス・ミャンマー・カンボジアでは中国産の日用消費材が好まれている。

第4に、自由貿易協定を梃子に、更に広い市場を開拓した。1点目に、双方の業界連結、産業協力、貿易構造の最適化をできるだけ早く推進し、「ゼロ関税」を利用し、11カ国の広い空間で産業構造調整を行い、産業のグレードアップを促進した。2点目に、市場を更に開放し、敏感な製品の比重を縮小し、「ゼロ関税」製品の数量を更に拡大し、サービス貿易市場と投資市場の開放で比較的大きく進化した。3点目に、税関・商品検査・交通・金融等の分野の密接な協力を強化し、貿易と投資の協力発展に有利な条件を創りだした。4点目に、双方の企業家が自由貿易協定を活用して、新たな市場を開拓し経営のレベルも高めた。

(2) アフリカ

中国とアフリカの経済協力の悠久の歴史と比較的強い相互補完性は、中国・アフリカ経済貿易協力の前途が非常に明るく、広いことを決定付けている。更に重要なのは、アフリカ経済が持続的成長の新段階に入り、また中国経済が転換期に入るに伴い、双方は経済貿易協力を非常に重視していることである。2012年、中国とアフリカとの貿易総額は1,984.9億ドルで、そのうち、中国の対アフリカ輸出額は853.19億ドルである。2011年のデータからみると、中国の対アフリカ輸出の上位10カ国は、順に南アフリカ、ナイジェリア、エジプト、リベリア、アルジェリア、ガーナ、モロッコ、ベナン、アンゴラ、ケニアである。2011年、10カ国合計で中国の対アフリカ輸出総額の73.15%を占めている。

中国の対アフリカ輸出の主な品目は依然として機械製品、繊維製品、ハイテク製品、アパレル、農産物等である。UNCTADの統計によると、2010年、中国の通信技術製品の輸出総額は10年前より10倍増え、4,600億ドル近くに達し、全世界の通信技術製品輸出の26.7%を占め、首位である。アフリ

カは中国の通信設備輸出の新興の安定市場であり、輸入する通信製品は主に携帯電話等の通信設備である。

国際電信研究機構（Informa Teleco）の最新市場データによると、アフリカは2011年4～6月期に西ヨーロッパ市場を抜き、7～9月期は北米市場を抜き、現在、アジア太平洋に次ぐ世界第2のモバイル通信市場となっている。アフリカは新興市場として、比較的成熟した欧州・北米地区よりは、中国企業の優位性を発揮しやすく、国際的大企業と競争が可能である。中国の華為と中興の2社の中国通信設備メーカーはアフリカで注目されている。現在、華為公司は既に中東・北アフリカ地区の最大のシェアを持つ通信設備サプライヤーとなり、エリクソン・シーメンス等の西側通信事業者の地位に取って代わった。南アフリカでも、華為は第2位の地位を占め、エリクソンに次いでいる。電話通信市場が最も開放されているナイジェリアでは、華為と中興の市場シェアは90%近い。アフリカの人口が多い幾つかの大市場、例えば、ナイジェリア・エジプト・南アフリカ・エチオピア等の国では、中国企業はいずれも他の伝統的な欧米企業を抑えている。華為・中興は低価格製品・柔軟で良質なサービスの粘り強い長期投入でアフリカ市場を攻略したが、最も重要なのは、やはり中国政策銀行の資本サポートである。中国の銀行のサポートは、中国企業が成功を勝ち取る重要な後ろ盾である。

アフリカ向け輸出におけるポイントを以下に挙げる。

第1に、中国の対アフリカ経済貿易発展の専門的研究機構を設立し、情報を収集し、情勢をはっきり認識し、焦点を定めて中国とアフリカの経済貿易往来に対し指導・コンサルティングを行う。中国はアフリカとの経済往来が頻繁で、協力プロジェクトも多く、一部の方面での成績は顕著である。国情が複雑、資源が豊富、社会発展レベルが極めて不均衡であるアフリカ市場に対し、如何に開拓・拡張するか、開拓の順序・レベルをすべて詳細に研究し、長期の発展計画を制定しなければならない。政府役人・大学及び研究機関の学者及び企業の実務経験者は、それぞれの長所により短所を補い、互いに意思疎通し、中国・アフリカ経済貿易協力の長期メカニズム問題、協力目標・構想・方法の問題及び経済貿易協力のマクロ・ミクロ管理面の問題について、広範囲で深い研究を行い、そうして中国アフリカの持続可能な相互発展を維持してきたのである。

第2に、大型多国籍貿易企業を主とし、中国投資開発貿易促進センター・中国商品展示即売会及び対外経済貿易企業と国内商業チェーン等の多様な形式を通し、中国アフリカ間の貿易規模とレベルを拡大する。これまで、中国の対アフリカ貿易の主体は自営業者・小企業であった。これら小企業はほとんど「ゲリラ戦術」を採り、露店を出し、偽造品を売り、中国商品の評判に深刻な影響を与えた。この外、一部企業は功を焦り、低価格で売り、中国企業全体の利益を損なった。このため、中国の大型貿易企業はアフリカ市場に進出するための長期戦略を定め、徐々にアフリカで貿易活動を展開する主力となった。中国浙江繊維製品輸出入総公司はここ10年来アフリカ貿易に対し小から大へ、貿易地域は西アフリカから北アフリカ・中央アフリカ・東アフリカへと発展し、地元市場で販路を切り開き、アフリカで足場を固めた。1995年から中国政府の関連部門は相次ぎアフリカ11カ国で中国投資開発貿易促進センターを設立し、センターは中国とアフリカ企業にコンサルティング、双方の引き合わせ、倉庫スタッフス、合弁協力パートナー連絡等のサービスを提供し、中国とアフリカの経済貿易関係の

発展の推進を促進する役割を果たした。近年、中国の一部企業は相次ぎコートジボワール、南アフリカ、ナイジェリア、タンザニア等の国で「輸出商品展示即売会」を開催し、比較的良い経済効果を得たが、これらの活動は更に拡張されなければならない。この外、中国の一部の対外経済貿易企業と商業貿易企業はアフリカで一定の成功経験を得た。例えば、ハルピン国際経済技術協力合作会社はかつてアンゴラで保税倉庫を経営し、卸売・小売業も柔軟に展開し、かつハルピン百貨店との協力で、中国国内の日用消費財をアンゴラに運び販売し、商売は極めて繁盛した。

第3に、国内の銀行・保険・金融財団は、国内企業のアフリカ市場の開拓に協力参与し、金融・労務・技術・設備等の生産要素の整理統合を通じ、中国の輸出の優位性を示した。経済のグローバル化の特徴に資本のグローバル流動がある。一国、一地域ひいては一企業が、一区域内で大規模な経済活動を行うには、必然的に金融機構の協力が求められる。中国企業がアフリカ市場で更に大きな生存空間と長期発展を願うなら、同様に例外ではない。これに対し、中国輸出信用保険会社は引き続き重点業界の輸出をサポートし、信用保険のカバー面を拡大する以外に、更に中小零細企業の輸出サポートを強化した。同時に、サポートするプロジェクトタイプ、許可審査要件と基準を明確にした。プロジェクト保険業務の週報メカニズムを構築し、適時プロジェクトの進展を通報する。各重要段階の業務時限方式の設定を通じ、更に審査許可効率を高める等である。多くの措置を通じ中国企業の輸出信用保証のカバー面を拡大し、輸出拡大サポートを強化した。

第4に、中国の大型企業は、アフリカでの直接投資及びプロジェクト受注等の方式を通じ、中国製品の輸出を牽引した。中国は一貫して対外プロジェクト受注と労務協力の発展を重視しており、そのうち、アフリカは既に中国の対外プロジェクト受注が多い地域の一つである。アフリカ地区のプロジェクト建設市場の特徴と経済発展状況が、アフリカ地域において良質廉価な建設機械設備が好まれることを決定付けているため、欧米等の先進国に比べ、中国の建設機械設備は比較的強い価格競争力を擁し、しかも品質に優れ、アフターサービスも比較的健全なため、市場性がある。このため、中国の良質廉価な建設機械設備はアフリカで大きな競争力と発展潜在力がある。

(3) 中南米

a. 建設機械

中南米は中国の対外貿易の新興市場として、巨大な潜在力とビジネスチャンスがあり、中南米市場は建設機械製品を主とした高付加価値製品の輸出規模が非常に大きい。

2011年、中国の建設機械業界は急発展から急反落の過程を経て、通年では安定成長を維持した。中国税関総署の統計データによると、2011年中国の建設機械輸出入貿易額は249.55億ドルで、前年同期比33.2%増であった。そのうち輸出金額は159.09億ドルで、前年同期比53.8%増であった。従来、中国建設機械業界の輸出の主な市場は米国・インド・日本等である。中南米は建設機械業界にとって、急成長している新興市場である。

2009年以来、南米市場全体は既にクレーン・道路機械・地ならし機・建設機械等の需要増加を呈していた。中聯重科・徐工集団等の中国の大型建設機械製造企業は徐々に中南米市場に打って出て、影

響を拡大し続けた。例えば、徐工集団は全シリーズ・全セットの建設機械製品の優位性・良質のブランドイメージと信頼できる品質で、中国の建設機械輸出で過去最大となる総額 48.42 億元のベネズエラにおけるプロジェクトを受注した。このプロジェクトは世界の建設機械市場に極めて大きな衝撃力と影響力を与え、中国の建設機械企業の国際化経営がまた重要な一步を踏み出したことを示した。中国が中南米の建設機械製品市場を開いた要因は以下の数点である。

第1に、対外プロジェクト受注を通じ、中国企業の「海外進出」を推進し、市場シェアを拡大した。近年の中南米国家のインフラと資源開発プロジェクトが目に見えて多くなるにつれ、ますます多くの中国企業が積極的に米州、特に中南米の市場を開拓し始めた。ベネズエラ・ブラジル・エクアドル等の建設投資の大幅増加の牽引下で、中南米市場は2010年、売上高が前年同期比70%増と急成長した。中国政府がプロジェクト受注企業の「海外進出」を奨励することを踏まえて、中国水利水電建設集団・中国鉄路工程総公司・葛洲壩集団等多くの大型国有建設施工企業は既に南米北部のベネズエラ・ガイアナ・エクアドル等の国で大型プロジェクトを多数引き受けている。

例えば、中鉄集団のベネズエラ高速鉄道プロジェクトは、全長471km、総額75億ドルに達し、中国建設施工企業が単体で海外で請け負った最大の施工プロジェクトである。また、中水集団がエクアドルで請け負った水力発電所プロジェクトの金額も20億ドルを突破した。このような動きを通して中国建設機械製造企業が設備のサプライヤーとして、中国の施工企業と如何に協力して海外で施工をするかという課題が浮き彫りになった。中国建設機械の中南米における主な輸出市場中、ブラジルが多くの機種ランキングで絶対的な首位の位置を占め、同時に、南米南方市場全体でも建設クレーン・道路機械・地ならしとコンクリート等の機械は需要増加の様相を呈している。

第2に、「中国製造」の輸出から現地化経営へのレベルアップがもたらされた。中国建設機械の巨頭は中南米市場を足掛かりに、製品のゼロ輸出から大量輸出、更には地元で研究開発センターあるいは製造拠点を建設するまでに到った。徐工集団の総投資2億ドルの徐工ブラジル工業パークは、2011年5月中旬にブラジルのミナスジェライス州にて建設契約を行った。これは徐工集団最初の全セットの建設機械の海外製造拠点で、現在までの中国企業のブラジルでの最大投資プロジェクトでもある。ブラジルと南米ユーザーのために、徐工の全シリーズ建設機械製品を設計し製造する。

第3に、双方間の自由貿易協定を積極的に実施し、輸出環境を改善した。2005年11月18日、中国・チリ双方は『中国-チリ自由貿易協定』を締結し、かつ2006年10月1日より正式に実施を始めた。この外、『中国・チリ自由貿易協定サービス貿易協定』も2010年8月1日に正式に実施された。協定の実施に伴い、目下双方が既にゼロ関税にした製品は主に化工品・繊維製品とアパレル・農産物・多くの機械製品・水産物・金属製品と鉱産製品等である。2015年までに、両国の税目総数の97%を占める製品にゼロ関税を実施し、これにより、中国・チリ二国間貿易の発展は新たな段階を迎える。

第4に、輸出製品の種類を拡大し、ハイテク製品の輸出を強化した。双方間自由貿易協定のチリを例にみると、コンピュータ・携帯等のハイテク製品は中国の輸出における新興市場となる。

b. 電機製品

チリ税関の統計によると、2010年、チリ市場における中国からのコンピュータが占める割合は2006年の41%から72%に上昇した。データが示すところでは、2010年、チリ人が購入したコンピュータの数量は105.6万台を超え、2009年の71.1万台より48.5%増加した。チリでは、デスクトップコンピュータ市場は縮小しており、市場に占める割合は2009年の20.9%から2010年の14.5%に減少した。2010年ポータブルコンピュータの販売量が総数に占める割合は85.5%で、約90.2万台であった。そのうちノートパソコンの販売量がやや優勢で、56%を占め、ネットブックの増加幅が最大であり、2009年の20.3%から昨年の29.5%に増加、販売量は117%増えた。タブレット製品が加わったため、今後ネットブックの販売量は下降するとみられる。

2010年チリが輸入した携帯電話は既に57%が中国からである。サンディエゴ国際貿易センターによると、2010年、チリは2009年に続き依然として南米地区最大の中国製携帯電話輸入国で、2010年8月現在、輸入額は1.088億ドルに達する。南米の中国製携帯電話の第2の市場はアルゼンチンであり、2010年1～8月期の輸入額は9,560万ドルである、第3の市場はコロンビアで、輸入額は8,536万ドル、その次がブラジルで、7,280万ドルである。

c. 自動車

チリ自動車産業協会の統計によると、2007年、中国ブランド車がチリ市場に参入を開始し、その年5,425台を販売し、市場シェアは2.3%であった。2010年は20,500台を販売し、市場シェアは8%に上昇した。販売量が増加したほか、中国自動車のブランド数も徐々に増加した。5年前には僅か4ブランドであったが、今では16ブランドに増加し、計59種のモデルを販売した。目下、長城がチリ自動車市場で中国ブランドのトップに立ち、チリ市場で販売された中国車の総販売量の22%を占めている。2010年、この車種は計4,420台を販売し、2011年は7,000台を販売すると予想される。

奇瑞は中国ブランドの第2位に位置し、シェアは既に5年前の0.6%から現在の1.3%に上昇し、目下、チリ全国ですでに1.1万台を超える奇瑞ユーザーが巷を歩き交っている。この外、江淮・哈飛・比亞迪 (BYD) ・吉利等もよい販売成績を上げている。上述の6ブランドでチリ市場での中国ブランド車のシェアの60%を超え、自動車市場全体の5.5%を占めている。中南米は今後中国小型自動車輸出の重要な市場になると見られる。

(4) ロシア・CIS

2007～11年、ロシアの中国からの輸入額の年平均増加率は16.97%で、2011年、ロシアの中国からの輸入額が10億ドルを超えるカテゴリは11あり、そのうち、機械設備・電子製品の2分野のロシアの対中輸入額は100億ドルを超えている。

ロシアの自動車・電子市場のニーズは巨大で、中国自動車・電子メーカーが理想とするターゲット市場である。中国の自動車・電子業界で知られるメーカーである深圳市の拓邦汽車電子技術有限公司を例にみると、この会社は業界内で「中国キセノンランプ王」と称えられており、その製品性能は非

常に優れ、安定した品質と合理的な価格でロシアの消費者の好評を得ている。ロシア市場に参入して6年来、この会社が輸出したHID製品は一時期ロシアのキセノンランプ市場の40%以上のシェアを占めた。2011年に、ロシア当局はHID製品を禁止する行政条例を公布し、拓邦のHID製品のロシア市場への輸出額がそれ以前の一億元超からゼロになったが、ロシアがWTOに加盟するに伴い、2012年にHID製品禁止令が取り消され、輸入量は急速に上昇した。2012年8月まで、拓邦汽車電子がロシア市場に輸出したHID製品の出荷量は過去最高水準に近づき、新たに販売したバックセンサー、盗難防止装置、LED日中走行用ライト等の製品の出荷量も激増している。

ロシア及びCIS諸国が徐々に中国の重要な輸出市場になったのには以下の数点の要素がある。

第1に、中国とCIS諸国の経済補完性である。中国とCIS諸国の輸出入製品のシェアからみると、中国は電信業・電子業界・繊維工業・食品工業等の面で一定の優位性がある。中国製造業の発展に伴い、これらの優位性も徐々に拡大した。中国企業はロシアを中心とし、CIS諸国及び東欧の各国市場に拡散してゆき、その後、市場多元化の戦略構想を実現した。ロシア等の国の経済が着実に発展しており、工業振興の加速はCIS諸国の重要な経済任務となった。中国が既に比較的高い技術力を持つ通信・機械・繊維・食品加工等業界の設備輸出は大きなビジネスチャンスをもたらす。

第2に、ロシアはWTOに加盟し、市場は更に開放された。WTO加盟協議にのっとり、ロシアの全品目の平均関税率は2.2ポイント引き下げられ、2011年以前の10%から7.8%になった。そのうち、機械製品は中国がロシアに輸出する割合が最大の製品であり、輸出全体の割合の30%以上を占めているが、その関税率は8.4%から6.2%へと2.2ポイント低下し、自動車は15.5%から12%に下がったため、自動車電子製品の関税率の低下を牽引した。WTO加盟と関税引き下げは中国自動車電子業界にとって大きなプラスである、これは中国商品の輸出を拡大し、中国企業の利益空間を向上させるであろう。

第3に、地理的優位性が中国とCIS諸国の経済発展を促進した。中国はロシア及びCIS諸国の一部と広い国境線を有し、便利なポート貿易は中国製品に有利である。中国とロシア・タジキスタン・キルギスタン・カザフスタンには15の国境ポートがあり、そのうち中国ロシア満洲里ポートは中国最大の国際陸運ポートである。税関の統計によると、2011年の満洲里の税関管理区の輸出入貨物総額は64.4億ドルに達し、そのうち輸出総額は13.8億ドルで、前年同期比58.6%増である。

第4に、中国企業は市場の突破口を探り当てた。例えば、CIS諸国はロシア鉄道運営体制の恩恵を受け輸送量増加を成功させ、かつ目下貨物車の世代交代時期に直面し、ロシアとウクライナの貨物車生産能力の制限を受け、注文は中国に移ってきている。中国北車集団、南車集団等の車輛機械製造企業は技術導入・自主研究開発等の形を通し、世界でも先進的な製造力を持ち、対外輸出面で価格と技術の優位性がある。

4. 新興国との通商摩擦回避策

現在、中国の貿易摩擦への対応は全体としてどちらかといえば受身の対応となっており、かつ一般的に事後対応である。WTO 加盟後、商務部は貿易摩擦に専門的に対応すべく公平貿易局を設立、現在既に比較的整備された貿易摩擦対応メカニズムを構築している。各種の措置を通じて業界団体との協力を強化し、企業間の交渉調整を促進し、具体的な案件に対し、貿易規則と関連法律に基づき合理的に対応している。

一方、ここ数年中国が次々と打ち出した対外貿易発展方式の転換を推進することを旨とする政策措置、例えば、積極的で自発的な輸入戦略、「海外進出」による貿易牽引の推進実施などは、いずれも貿易摩擦の減少を助けるものである。

ただし、現時点で、中国は個別の新興国との貿易摩擦問題に関わる対策は発表していない。国と地域が発表した各種貿易政策措置中、単独で新興国をターゲットにした輸入促進政策および直接投資拡大政策はほとんど存在しない。このため、本章で取り上げる輸入促進政策と対外直接投資拡大政策は、新興国にとどまらず広範な国に適用される。

(1) 中国の輸入促進策

中国は積極的で自発的な輸入戦略を実施する。輸入強化の主な目的は国が経済発展方式の転換を加速するニーズに適応し、対外貿易の均衡を促進し、対外貿易の持続可能な発展を促進するためである。このため、輸入と輸出の協調発展の堅持、輸入と国内産業の協調発展の堅持、輸入と内需拡大の相互結合の堅持、輸入と「海外進出」の相互結合の堅持、市場メカニズムと政策誘導の相互結合の堅持を踏まえて、以下の3大主要任務を提起した。

- 1 点目は商品構造を更に最適化することで、大口商品の輸入の安定と誘導を図り、先端技術設備・重要部品とエネルギー原材料の輸入を積極的に拡大し、消費財の輸入を適度に拡大する。
- 2 点目は輸入相手国・地域構造を更に最適化し、多国間貿易規則に合致する条件で、後発途上国からの輸入を奨励し、先進国からの輸入を開拓する。
- 3 点目は貿易構造を更に最適化し、直接貿易の展開を奨励し、安定輸入の能力を強め、条件の整った国内企業の「海外進出」をサポートする。上述の目標と任務を完成するため、中国の輸入促進政策措置の主なものには、財務税務・金融・利便化・管理・サービス等の5大分野が含まれる。

上述の政策誘導と具体的政策措置は国の「十二・五」計画要綱・「十八大報告」及び「国務院の輸入強化による対外貿易の均衡発展の促進に関する指導意見」等の政策文書に示されている。

具体的にみると、以下の通りである。

a. 財務税務支援策

財務税務政策による支援を強めることで輸出を促進する。主に2つの方面の財務税務支援政策がある。1 点目は関税の引き下げである。国内の経済社会の発展ニーズに照らし、暫定税率方式で、一部のエネルギー原材料の輸入関税を引き下げ、一部の市民生活と密接に係わる生活用品の輸入関税を適

度に引き下げ、一部の先端技術設備・重要部品の輸入関税を適時調整し、一次エネルギー原材料及び戦略的新興産業が必要とする国内で生産できないあるいは性能が需要を満たせない重要部品の輸入関税を重点的に引き下げる。後発途上国からの一部の商品に対しゼロ関税待遇を引き続き実施し、関税引き下げプロセスを速め、ゼロ関税品目の範囲を更に拡大する。自由貿易協定に基づく関税引き下げのプロセスと結び付け、企業の自由貿易協定締結国からの輸入拡大を誘導する。

2 点目は、資金援助である。主に輸入促進資金の規模を増やす。既存の対外経済貿易発展の特別資金の上に、輸入促進支援資金を増やす。国家奨励類製品の輸入のために手形割引サポートを提供し、割引製品のサポート範囲を適時調整する。各種ビジネスプラットフォームの輸入機能開拓を支援し、各種輸入促進等の公共サービスを奨励する。継続して発展途上国からの輸入支援を強化する。

b. 金融支援政策

輸入関連の金融支援政策は、主に金融サービスの強化と改善であり、2つの方面がある。

1 点目は融資の多元化に便宜を図ることである。国の産業政策及び貸付条件に合う輸入の合理的な貸付需要に対し、積極的に貸付支援を行う。商業銀行が輸入貸付業務を展開し、先端技術設備・重要部品・エネルギー原材料の輸入をサポートすることを奨励する。政策銀行が業務範囲内でハイテク製品及び資源類商品の輸入をサポートするのを奨励する。輸入企業の資金ルートを更に開拓し、条件に合う企業が株式・企業債券・短期融資手形・中期手形等の発行を通じ資金調達を拡大するのを奨励・支援する。戦略資源国家備蓄体系を研究整備し、企業の商業備蓄を支持・奨励する。クロスボーダー貿易の人民元決済業務を強化改善し、銀行と企業の輸入貿易の人民元決済業務を利便化し規範化する。物品貿易の外貨管理制度改革を更に推進し、企業の外貨収支に更に便利なサービスを提供し、税関特殊監督管理区の外国為替利便化措置を研究する。

2 点目は、輸入信用保険体系と貿易決済制度を整備することである。保険会社が企業ニーズに基づき信用保険業務を研究発展させ、輸入拡大に有利な保険商品とサービスを打ち出し、企業の輸入リスクを低減することを奨励する。

c. 利便化政策

輸入貿易の利便化政策とは、主に輸入通関効率の向上を巡って発表された一連の政策措置のことである。

1 点目は税関・品質検査・外国為替などの面の監督管理とサービスを改善することである。監督管理を充実し、ポート及び税関特殊監督管理区所在地の税関と輸出入検査検疫機関は24時間体制の予約通関と検査申告を行う。信用の高い企業に通関の便宜を与える。輸入商品の分類・関税評価等の管理方法を絶えず整備し、企業への税制優遇政策を実行し、課税項目の公示制度を厳格に執行、輸入段階の不合理な徴収、制限や措置をなくし、課税行為を更に規範化し、輸入段階での取引コストを低減する。自動輸入許可商品管理目録を減らし、オンライン申請を積極的に展開する。自動輸入許可電子データと税関のオンライン検査のプロセスを速め、オンライン検査効率を向上し、科学的監督管理・有

効的な監督管理を実現する。

2 点目は、電子行政事務情報のプラットフォーム建設を強化し、E-ポート建設を加速する。貿易書類の規格化と電子化プロセスを大いに推進し、各部門間の貿易書類情報の相互運用性の確立と監督管理情報の共有を促進し、輸出入貨物の「ワンストップサービス」を実現する。輸入商品の技術規則と合格評価情報コンサルティングサービスプラットフォームを整備する。地方人民政府の主導的役割を發揮し、各地の情報サービスプラットフォーム建設を支持する。

3 点目は、国境貿易のインフラ建設を加速する。国境ポートのインフラを更に改善し、監督管理施設及び国境の経済協力区のインフラ条件を検査し、集荷物資の輸送・保管・加工を一体にした現代物流システムを構築し、能力を向上させる。国境貿易ポイントの関連施設を改善し、国境貿易を便利にし、国境地区の経済貿易発展を促進する関連政策を全面的に実施し、周辺国と地域の経済貿易往来を拡大する。

d. 管理政策

1 点目は、税関特殊監督管理区及び保税監督管理場所の輸入管理を整備する。企業が税関特殊監督管理区と保税物流センターで購買センター・振り分けセンター・配送センターを設立するのを奨励し、保税物流の健全な発展を促進する。企業が税関特殊監督管理区及び保税監督管理場所を通じ関連商品の輸出を拡大するのを支持する。税関特殊監督管理区の流通秩序を更に規範化し、公正な競争環境を作り出す。

2 点目は、輸入と国内流通のリンクを推進する。国内流通企業が国際貿易に参加するのを奨励・支持し、条件を備えた企業が輸入と国内流通業務を整理・統合し、中間過程を減らすのを支持する。国内商業企業が国外ブランド消費財の代理業務をし、直販のプラットフォームを発展させ、独占をなくし、十分な競争を実現するのを奨励する。関連する法律・法規を整備し、離境免税業務の発展を支持する。薬品等の特定商品の輸入ポートを適切に増加し、関連製品の輸入を拡大する。検査・検疫に合格した輸入商品に対しては、国内市場に参入し流通した後は、国内の他の組織は二度と検査・検出はしない。

3 点目は、加工貿易のグレードアップを推進する。加工貿易政策全体の安定を保ち、高エネルギー消費・高汚染・低付加価値の加工貿易の発展を抑え、加工貿易が産業チェーンのハイエンドに向かい、中西部へと移転し、税関特殊監督管理区に集中するよう誘導する。国内取引のプラットフォームを建設し、企業が自主ブランド及び国内販売ルートを育成するよう誘導する。関連する輸出入税収政策を厳格に執行し、また環境汚染を有効的に抑えることを踏まえて、税関特殊監督管理区内の企業が国内販売貨物返却区の補修業務の展開を研究・推進する。

4 点目は、産業損害と輸入商品の品質安全警報メカニズムを整備する。国際経済発展の変化と輸入の急増が国内産業に与える影響をモニター分析し、重点商品の輸入数と価格の推移に焦点を当て、産業損害警報レポートを定期的に公表し、産業競争力の動きを公表し、産業競争力調査および産業安全への対応と効果の評価を行い、公正な競争を促進する。輸入商品の品質安全リスク警報と迅速対応の

監督管理体系を更に整備する。

e. サービス措置

1 点目は、輸入公共サービスを整備する。輸入促進の専門ウェブサイト等の公共サービスのプラットフォーム建設を推進し、情報リリース、政策紹介、情報レファレンス、貿易障壁の苦情、知的財産権保護等の公共サービスを強化する。国の輸入貿易促進イノベーションモデル区を育成し、輸入貿易集積区の輸入拡大におけるモデル及び牽引作用を十分に発揮させる。輸入フォーラムを定期的に開催し、市場情報を交流し、輸入政策の宣伝を強化する。中国との貿易赤字がやや大きい国と地域の商品展覧会・商談会等のプレゼンテーション実施をサポートする。

2 点目は、業界仲介組織の役割を発揮する。貿易促進機構・輸出入商会・業界団体等の仲介組織が必要に応じ輸入コンサルティング及び研修サービスを行うのを奨励・支持する。仲介組織の役割を発揮し、大口商品輸出国の関連組織と企業の対話とコミュニケーションを強化する。国際証券先物機構との連携協力を強化し、大口商品の国際市場における発言権と価格設定権を高める。重点輸入企業と業界への指導を強化し、関連情報を適時リリースし、輸入促進を強化する。

(2) 中国の新興国に対する直接投資拡大策

中国の国外への直接投資拡大における出発点は、より積極的に Win-Win の開発戦略を貫徹・実施するためであり、双方の合理的な配慮を十分尊重し、各方面の利益の合流点を広げ、これを踏まえて積極的に対外投資を拡大することにある。

関連する国外直接投資の拡大政策及び方向性は主に国の「十二・五」計画要綱・「十八大報告」・「国際協力と競争における新たな優位性育成の加速に関する指導意見」及び「〈十二・五〉の外資利用及び国外投資計画」等の政策文書に示されている。具体的にみると、以下の幾つかの面がある。

a. マクロ指導政策

「海外進出」の関係省庁合同会議の機能の役割を充分発揮し、国外投資の全体戦略、発展計画、政策措置を総合的に研究制定し、重大問題と重大プロジェクトの調整を強化する。新たな形勢下の指導的文書を適時公布し、政策の促進・サービス保障・リスク制御のシステム化と制度化を実現する。

対外投資・プロジェクト受注の産業別動向に関する情報と国別指導政策を整備し、指導企業の「海外進出」の方向性と有効性を向上させる。対外投資・プロジェクト受注の世論の監視と対応能力を向上させ、有利な世論環境を作り上げる。対外投資・プロジェクト受注のリスク予防と監督管理メカニズムを健全化し、国外の中国資本企業及び国外の固有資産管理を強化する。対外投資管理制度を整備し、対外投資の利便化を推進し、政府の認可範囲と段階を少なくし、動態監視と事後監督管理を強化する。

b. サービス措置

企業の対外投資・プロジェクト受注における連携協力強化を誘導し、業界団体及び国外の中国資本企業商工会議所の役割を発揮し、無秩序な競争と悪意のある競争を避ける。企業の国外での合法経営、環境資源保護への配慮、進出先国の経済社会の発展への融合を加速し、積極的に社会的責任を履行するよう誘導する。関連情報共有システム、二国間多国間投資協力促進メカニズム等のキャリアプラットフォーム建設を整備し、本土の投資銀行・法律・会計及び評価等の仲介機構の発展を支援し、仲介機構の専門コンサルティング・権益保障等の役割を確実に発揮させる。

c. 促進政策

政策促進を強化し、WTO の規則と国際慣例に従い、国外投資計画と産業指導政策の重点プロジェクトで条件に符合するものについては支援する。企業の国外投資の税収管理とサービスを強化し、税収管理政策を整備し、税収協定を積極的に利用し、双方の協議を推進し、企業が海外投資で受ける税収差別を解消し、税の二重徴収を回避する。地方政府による企業の海外投資への適切な支援を奨励する。

金融サービスを強化する、金融機関の金融サービス強化や改善を奨励し、「海外進出」の全体戦略と足並みをそろえ、シンジケートローン・輸出信用・プロジェクト融資等の多様な方式で、条件に合う企業の海外投資プロジェクトに対し必要な融資サポートを積極的に提供する。金融機関が企業の対外投資の特徴と需要に的を絞り、関連する政策法規に照らし、金融商品とサービス方式の刷新を積極的に推進し、企業の海外投資の融資ルートを切り開くことを奨励する。

保険サポート機能を強化し、国内の保険機構の役割を十分に発揮し、保険引受規模を拡大し、新種の保険を開発し、業務範囲を広げ、リスク対抗能力を強化する。中小企業及び民間企業の優位性の発揮に注意を払い、中小企業の国外での産業クラスター発展の加速を支持する。

d. 重点業界分野

中国が対外直接投資を拡大する業界分野は主に以下のとおりである。

1 点目は、経済発展のボトルネックの緩和に有利な国外資源類投資を奨励する。例えば、冶金・建材・化学工業等の業界の国外での生産拠点建設などである。国際エネルギー資源開発と加工の互惠協力を深化する。条件を満たす企業のアジア・ロシア・CIS などの中国周辺諸国、南米・アフリカ等の農業資源の豊富な国と地域での農業分野の投資協力等の展開を支持する。

2 点目は、国内産業構造の最適化・グレードアップに役立ち、国内製品・設備・技術等の輸出と労務輸出を牽引できる国外生産施設とインフラ投資を奨励する。例えば、軽工業・繊維・アパレル・機械・家電・電子情報等の業界である。

3 点目は、中国のイノベーション能力の向上に向け、先端技術、管理経験・専門人材育成を学べる海外研究開発センター等への投資を奨励する。

4 点目は、中国の優位企業が国外で貿易販売・銀行・電子情報・物流空運等の業務に従事し、サービス業の国際競争力を増強するのを奨励する。

e. 民間企業の海外投資政策

民間企業の海外投資における重要な役割を充分発揮させるため、民間企業が国際化レベルの向上を速め、民間資本の国際協力競争参与に向けた新たな優位性の形成を推進し、民間企業の海外投資の良好で早い発展を促進するため、国家発展改革委員会と 12 の国務院関連部門は『民間企業の海外投資の積極展開の奨励と誘導に関する実施意見』（発改外資[2012]1905 号）を合同で発表した。マクロ指導を強力に強化し、政策サポートを確実に整備し、海外投資管理を簡素化・規格化し、サービス保障とリスク予防の強化を全面的に行い、人と資産の安全を保障する等の 5 つの面から民間企業の海外投資の展開を奨励し誘導する 18 条の政策措置を打ち出した。

具体的には、民間企業の海外投資に対する計画指導と統一調整の強化による海外投資の投資方向の誘導、企業の自主決定レベル向上の促進、海外経営行為の指導と規範化、財務税政支援政策の実行・整備による金融保険サポート強化、税関通関制度改革の深化、海外投資の法規制度の健全化による海外投資管理の簡素化と改善、外為管理政策の改善整備、経済外交サービスレベルの引き上げによる二国間多国間投資保障制度の健全化、海外投資通関サービスレベル向上、情報と仲介等サービスの全面的向上、民間企業の商標国際化戦略実施誘導、国外企業管理メカニズムの健全化によるリスク予防メカニズムの整備、国外人員と資産の安全保障の強化が含まれる。

商務部国際貿易経済合作研究院

2013 年 3 月